

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和6年12月17日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和6年12月17日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第132号議案	「質疑・討論・採決」
第133号議案	「質疑・討論・採決」
第134号議案	「質疑・討論・採決」
第135号議案	「質疑・討論・採決」
第136号議案	「質疑・討論・採決」
第137号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（18名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	鈴木達雄		
委員	カークランド陽子	今泉吉孝	小林秀徳	竹下修平	齊藤竜也
	佐宗龍俊	鈴木長良	浅尾洋平	柴田賢治郎	小野田直美
	山田辰也	村田康助	山口洋一	滝川健司	中西宏彰
議長	長田共永				

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美
書記 請井悠人

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、12月13日の本会議におきまして本委員会に付託されました第132号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第9号）から第137号議案 令和6年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）までの6議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に添って、一問一答により簡潔明瞭にお願いをいたします。なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第132号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

歳入17款県支出金の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳入17款2項1目総務費県補助金、元気な愛知の市町村づくり補助金17ページです。

事業枠と補助金充当事業内容をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 それでは、事業枠と補助金充当内容についてお答えさせていただきます。

今回の事業枠につきましては、人口問題対策枠としまして、令和6年度から新設されたものになります。

一般財源として医療費無償化、通院費になりますけれども、この上限を中学生から高校生まで引き上げた子ども医療費助成事業に充当するものになります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 新しくできた人口問題ということです。医療費助成等ということですが、この補助金というのは、一般的に、当初、大体6月頃申請して9月頃に決定してくるのかな。12月にこういった補助金が決定して、年度内にこれだけ使い切るということなのか。そもそもそういった人口問題だったら、最初からちゃんと一般予算を充当すれば、見越してやればいいので、なぜこういった補助金を当てにするというのか、見越して、最初から予算を減らしておいたのか、その辺の経緯と、年度内に使い切るということなのでしょうけど、残った場合はどうなるのかとかその辺について、よろしくお願いします。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 そのタイムテーブル、工程的なものですけれども、昨年、この事業が始まるに当たりまして、県から説明を受けさせていただいたのが、年を開けたからぐらいだったかと思います。ですので、当初の予算のところでは工程的にまず間に合わなかったところがありまして、申請も年度入ってからの申請をさせていただいたとこだと考えております。

あと、残ったところとおっしゃいましたが、まず補助対象になるかどうかといったところが、こちらからまず対象を検討していくところがありまして、残った場合、実際にどう出るかといったところは今ちょっとまだここまでは分からないので、そのときと言うのは変ですけども、愛知県に照会させていただきながら、残金については充てがわせていただく、返還等を考えていかなければいけないのかなとは思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 予算が通ってからの補助金、当然なるんですけど、対象者とちょっと事業内容をもう一回確認したいんですけども、今年度その対象が新たにつくられたのか、それで対象者は4月以降の人も遡って対象となる

のか、その辺の取扱いはどうなっているのか。

年間を通して、こういった見込みをしていたのかということについても教えてください。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 この事業の特徴で御説明させていただきたいと思いますが、現在実施している中学3年生までの保険診療に係る通院医療費、自己負担分の助成を令和6年10月診療分から高校3年生世代までに拡充する。合わせて、高校生世代の保険診療に係る入院医療費自己負担分を現在の償還払いによる現金給付から現物給付へ変更する。

事業の効果ですけれども、子どもの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成することにより、子どもを持つ保護者の経済的負担が軽減し、子どもが安心して治療が受けられ、健康的な生活を送ることができる、このことは市民満足につながるというようなところで申請をさせていただいておるところです。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ということは、10月以降からでない対象にならないということは、同じ年度内で対象になる人と対象にならない人が生じるということによろしいのか。初めからそういう制度設計になっているのか。遡って遡及するということは、対象外ということによろしいですね。

○丸山隆弘委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 はい。一応、工程的なところではそういう形になるかと思っています。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入17款県支出金の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

第132号議案の新城市一般会計補正予算（第9号）であります。

2款1項1目一般管理費、訴訟事務経費25ページであります。

3点。

損害賠償請求住民訴訟の審理の状況。

2点目、今回の補正による出廷経費及び報酬金の総額。

結審の見込み。

以上、3点についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 3点いただいております。（1）、それから（3）につきましては関連がありますので、併せて答弁をさせていただきたいと思います。

損害賠償請求住民訴訟の審理状況につきましては、これまでも情報提供をさせていただいておりますけれども、令和3年9月8日に訴えの提起があつて以降、第一審の名古屋地方裁判所におきまして13回の審理期日を経て結審して、令和6年2月1日に市側の主張が認められる判決の言渡しがありました。

この第一審判決に対しまして、原告側から控訴の申立てがありまして、名古屋高等裁判所におきまして控訴審の審理が行われ、2回の審理期日を経て結審をし、令和6年10月10日に市側の主張が認められる判決の言渡しがありました。

この控訴審の判決を受けまして、原告側から上告の申立てはされることなく、上告期間である2週間が経過したことから、判決が確定しまして、本件訴訟は終結となりました。

次に、（2）でございます。今回の補正によります出廷経費及び報酬金の総額につきましては、提出をしました資料のとおりでございますが、報酬金としまして550万円、出廷

の日当4万円、これに消費税と出廷交通費1万2千円を加えまして総額で610万6千円となっております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、議題になっております控訴事務経費、25ページの610万6千円の内容を伺うと質疑を申し込みましたけど、今、山口委員の質疑で理解ができましたので、取下げをお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、歳出2款1項10目地域情報通信基盤費、地域情報通信基盤管理事業P27。

光ケーブル切断時の地域の影響について伺います。

○丸山隆弘委員長 安藤情報政策課長。

○安藤映臣情報政策課長 それでは、光ケーブル切断時の地域の影響について、お答えさせていただきます。

倒木や崩土によりまして切断されたときには、契約者のテレビ視聴及びインターネット通信ができなくなります。そのような場合に備えまして、早期に通信を復旧できるよう टीーズと修繕業務委託契約を結び、施設を迅速に復旧できる体制を整えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 通常の切れたりする事故等もあるかと思うんですが、これが情報の入ってくる一部になって、テレビ等もケーブルテレビで使ってる方も多いと思われます。早急な修繕とかそういう方法があるんですけど、主に、大体、日にち的には修繕は何日ぐらいかかるんでしょうか、こういう場合は。

○丸山隆弘委員長 安藤情報政策課長。

○安藤映臣情報政策課長 仮に断線したとして、そのケーブルの中には何芯も光、芯線が入ってるわけですし、その一部が切れた場合には、空いてる芯に差し替える、つなぎ替えるだけですので、何日もかからず数時間程度で復旧できます、仮復旧になりますけど。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 2款1項1目一般管理費、共通管理事業25ページです。

案内看板の設置ということですけど、なぜこの時期に看板を設置するのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 請井鳳来総合支所地域課長。

○請井貴永鳳来総合支所地域課長 なぜこの時期になり案内看板を設置することになったかの理由としましては、令和5年5月に、新庁舎へ移転した以降、間違えて庁舎を訪れてしまった方や、市民センターほうらいを御利用する方から新庁舎の場所が分からないといった苦情や看板設置の御要望を複数いただきました。

移転直後の一時的なものかどうかしばらく状況を見ておりましたが、解体工事が始まり旧庁舎の入り口を封鎖した以降も、同様の御意見や、新庁舎の入り口を通り過ぎてしまうとの御意見をいただくことが引き続きあることから、案内表示が必要と判断したものです。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 市民から分かりにくいということが元だったと思うんですけど、当初からそういうことは想定されなかったのか。どこにどのような看板を設置する予定なのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 請井鳳来総合支所地域課長。

○請井貴永鳳来総合支所地域課長 庁舎建設の設計時においてどのような検討がされたか、

状況について確認もして、今回、予算計上をお願いするようになったんですけれども、検討では、既設の看板の移設等も検討がされましたが、現在の支所の庁舎があるほうには、上空に電話線などがあり、それに干渉するなど難しい状況であったと。また、新設しても乗り入れの見通しなどを考えると、あまり大きなものもできないということで、ちょっと物理的になかなか難しかったと聞いております。

また、あと新しい庁舎を使用するのは鳳来地区の方が主であり、鳳来地区以外でも、東郷東学区の方が主でありますので、合併以降、住民票の交付や期日前投票などにも御利用いただいていたので、反対側に支所ができたということを広報することで、場所は分からないということはまずないという考えもあったようです。

このように総合的に検討しまして、庁舎建物の上部の表示、道路の部分の門の部分に支所の名前を示すという対応での判断をしたというふうでした。

2点目の場所でございますが、乗り入れ口の支所の入り口の植栽の部分になるんですけれども、ここに縦型の看板を設置する予定になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 当初、難しかった看板がどういう経緯でこの時期なら設置できるようになったのかよく分かりませんが、設定が甘かったのか、ちゃんとした検討が行われているのか分かりませんが、入り口のところに看板ということですけども、大きさとかその辺がどういうふうになってるのか、あるいは夜間でも見えるような、見やすい看板になっているのか。

それから、既に支所が開設してから大分たっても、なぜ支所が新しくなったこと、場所が分からないという、そもそも広報に問題が

あったんではないんでしょうか。その辺について、どのようにお考えですか。

○丸山隆弘委員長 請井鳳来総合支所地域課長。

○請井貴永鳳来総合支所地域課長 御不便を感じる方の傾向を見ますと、鳳来総合支所自体を利用する方の苦情、要望よりも、市民センターほうらいを行事やイベントの開催などで初めて利用する方、また鳳来地区以外の方に多い傾向があるかなと感じております。

それを考えますと、特に今、市民センターほうらいを利用する方で、初めて、もしくは年に数回、数年に一度という方についての配慮が足りなかったのかなとは考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 支所は認知してても、市民センターが併設されているということ自体の認知が少なかったような気がするんですけど、その辺もやっぱり最初の移転のときの案内がしっかり広報されてなかったということと、これからいろんな行事があそこでありまして、やっぱり市民センターってどこだ、開発センターって昔言ってた場所ならすぐ皆さんイメージが湧いたんでしょうけども、市民センターほうらいというと聞き慣れない言葉で、そんなのいつ、どこにできたんだってやっぱりどうしてもなってしまいますので、しばらくはその辺の会場案内のときでも、ただ市民センターほうらいと書くだけではなくて、ある程度、略図でも結構ですので、鳳来支所に隣接とかそういったようにしないと、そういった分かりやすい案内をしていけば、新たな看板も必要でなかったんじゃないかと思うんですけど。いずれにしても、最初からそういうものが落ちてたということでしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、次の2款1項7目財産管理費、公共施設マネジメント推進事業25ページですけども、令和3年度に電子化できなかったと

ということですけど、その辺の理由と、この時期に電子化することになった経緯について伺います。

○丸山隆弘委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 令和3年度に電子化できなかった理由につきましては、当時、図面の存在を把握していなかったことによります。

また、この時期に電子化する理由は、今回、倉庫の整理により見つかった図面で個別施設計画の対象施設が網羅されるため、早期に共用活用できるようシステム登録し、施設管理事務の簡素化、効率化を図るためです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 図面が確認できなかった、あることが分からなかったって、どういう管理の仕方をしているのか、どういった図面だったんですか。その対象の図面はそれだけだったのか、それ以外のものはちゃんと図面化する目的が達成されてたのか、ちょっと経緯がよく分からないですけど。

そもそも、なぜそんな確認できなかったものが今頃見つかったのか、すぐ整理しようなんていうのがよく理解できませんけど、何でもそういうことになったんですか、もう一回伺います。

○丸山隆弘委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 今回、見つかった図面ですけれども、古い倉庫に入っていた図面、それから、対象の施設で管理をしていた図面になります。主なものは、学校の図面、体育館であるとか、トイレであるとか、大きな施設ではなく、その附属とかいったものの図面になります。

それから、それ以外の個別施設計画に載っておる図面については管理をされておるところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 学校の図面の中でも、校舎等はちゃんとしてたけど、それ以外の附属の建物の管理がちゃんと保管がどこにあるかも分からない状況で保管されてたということなんでしょうか。

これ、学校に限らずいろんなメインの建物があつて、それに附属する倉庫ですとか車庫ですとかいろんなものがありますけども、どうも管理がずさんだったということが原因ということではよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 図面については、先ほど体育館と申しましたが、それ以外にプールの建設工事等そういった図面が多かったです。

それから、管理については、まとめて1つの倉庫に管理しておったものもあります。それから、その対象の学校で管理をしていたというものもございますので、ばらばらに管理していただけないと理解をしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 私が言ったのは、管理の仕方がそもそもおかしかったのではないかということです。学校で保管する、庁舎で保管する、それ以外のところで保管する、保管の仕方がばらばらであつて、その場しのぎの対応だったということが、こういう結果につながったということです。

だから、今回のことはこの図面だけの問題ではなくて、ほかのやっぱりそういったいろんな資料の管理の仕方もそうですけど、そういうことが今回につながっていくし、さきの私の質疑でも、国道の払下げの書類、打合せ記録も紛失しましたと簡単に片づけてますけども、そういった必要なものの書類とか図面とか資料の保管の仕方を再度チェックして、電子化できるものは電子化する、電子化できないものは原本を保存する、永年保存するものは永年保存ということをしつかりと、再度

全体を見直す必要があると思うんですけど、これ以外にもこういった事案がまた出てくるかもしれませんが、それについてはどのようにお考えですか。

○丸山隆弘委員長 野澤資産管理課長。

○野澤尚史資産管理課長 建物系のことに關してお答えさせていただきます。

今回、個別施設計画に載っている施設の図面が網羅されるということで補正予算を上げさせていただきました。

それ以外に、小規模な施設であるとか、公衆トイレなど個別施設計画の対象となっていない施設については、今後またそういった図面が出てくる可能性はありますけれども、そういったものは、今回、建物についてはシステムのほうで管理をしておりますので、一元管理して有効活用できるように努めたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますけども、ですから、個別施設計画の対象になって、システム管理全てをするならいいけど、それ以外のものはしないということで、保存関係もしっかりしないというような、今、答弁に聞こえたんですけど、そうではなくて、市役所関係の全部のそういった資料は、個別施設計画、公共施設の関係も含めて、それ以外も含めてちゃんとしておかないと、また同じ問題が起きるんじゃないですかということをお聞きしております。

○丸山隆弘委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 御指摘ありがとうございます。

これまでも書類がなくなったということは多々あって、皆さんに御迷惑をおかけしておりますので、引き続き気を引き締めて文書管理、しっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終

わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 では、3款に参ります。

3款4項1目生活保護総務費、生活保護一般事務経費45ページでございます。

返還金の内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 内容としましては、令和5年度生活保護費国庫負担金、県費負担金の精算に伴う国、県への返還金でございます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 この返還金なんですが、十分な事業を行った上での返還であったかというところをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 生田福祉課副課長。

○生田智之福祉課副課長 そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、3款3項4目子ども医療費、市子ども医療費助成事業、41ページです。

1,220万1千円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 1,220万1千円の内容につきましては、そのうち扶助費が1,212万円と審査支払手数料8万1千円の合計となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こちらは、何か傾向だとか、通院が多いとか、そういった傾向等はあるの

か伺います。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 今回の扶助費につきましては、まず対象は小学1年生から中学3年生までの通院に係る医療費の補正となります。

また、このように延びた理由なんですけども、考えられる理由としましては2点ございます。1点は、インフルエンザ等感染症の流行によるもので、2月から4月にかけての診療件数と金額が多い、そのことから、これはインフルエンザ等の流行の時期とも重なりますので、そういったことが考えられます。

またもう1点ですけども、新型コロナウイルス、これが5類の感染症に移行したことにより、前でしたら軽い症状であれば、医療機関の受診を控えるといったことがあったんですけども、今はコロナ禍前の状況に戻ってきているのではないかということが考えられます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 傾向を聞かせてもらいました。

あと、高校生世代も995人の対象者がいるということでお聞きしたいなと思うんですが、高校生もこちらの医療費無料化というか、非常に好ましいとは私は思っているんですけど、入院費だけなのか、通院費も含めて高校生もなっているのかそこら辺の条件等を教えてください。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 子ども医療費助成の高校生につきましては、もともと入院は行っておりましたのを、この10月から通院についても助成するようになっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、歳出3款3項4目子ども医療費、市子ども医療費助成事業41ページ。

給付件数及び1人当たりの支給金額の増加に伴う扶助費の増とあるが、考えられる理由はということですが、浅尾委員への答弁で分かりましたので取り下げます。

3款3項5目母子家庭等医療費、母子家庭等医療費助成事業41ページ。

給付件数及び1人当たりの給付金額の増加に伴う扶助費の増とあるが、考えられる理由は。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 扶助費の増の考えられる理由ですけども、こちら先ほどの3款3項4目子ども医療費、市子ども医療費助成事業と同様に、インフルエンザ等の流行が理由として考えられます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 3款3項1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業39ページです。

性被害防止対策とその設備とは。

お伺いします。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 今回につきましては、小規模保育事業所に対しまして、パーティション購入のために補助するものでございます。

なお、この性被害防止対策といたしましては、保育所等に対しまして、着替えとか、おむつ替え等、子どものプライバシー保護のためにパーティションや簡易更衣室など設置する際の支援制度となつてございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 小規模保育所にパーティシ

ョンということですけど、そもそもこの設置する経緯、こういったものを導入する経緯ですよね、要望があったのか、実際にそれによってそういった支障があったのか。じゃあ、小規模保育園以外の市内の保育所はそういうことは可能性はないのかとか、いろんなことを考えちゃうんですけど、対象の施設が1か所だけなのかそれとも複数なのか、小規模以外の保育所については、対象外、検討しなかった、金額的に見て1か所程度だと思いますけども、その辺の経緯と考え方をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 今回、この制度につきましては、国が仕組みをつくったものでございます。補助の割合としましては、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1という補助事業でございます。

小規模保育事業所につきましては、今、2園ございますが、それは市で許認可しておりますので市の管轄でございます。そのほかに、認可外保育所というのが5事業所ございます。この許認可につきましては県が担当しておりますので、そちらは県から補助制度が出ておりまして、実際に導入をしている保育所もあると聞いています。

あと、我々のこども園につきましては、こちらにつきましては、実際、今、ダンボールで簡易なパーティションをつくったり、あと、洗濯を干すような、そんなもので目隠しをつくったりして対応しておりますので、まずこども園につきましては、それで今、対応しているというところでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 小規模園2園と認可外5園ということですけども、そもそもパーティションやダンボールでどういった性被害を防止しようとしてるんですか。どういった性被害を想定して、その程度の設備で性被害防止という事業に該当するのか、ちょっとよく意味が分かりませんが、実際にそういう事例

があったのか、国がどういうことを想定しているのか分かりませんが、ちょっと設備の内容と性被害のイメージが分からないんですけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 こちらの性被害防止と言いましても、今回、子どものプライバシー保護という意味でございますので、子どもの、幾ら小さくても着替えなんかで開け広げにして着替えるというのは子どもの権利を害するということでありますので、そこら辺の保護という意味合いでの制度でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 想定している性被害ということで、性被害という言葉とプライバシー保護等がマッチングしなかったもんですからあれですけど、単純にプライバシー保護ということにしてくれば分かるんですけど。

それにしても、パーティションはいいですけど、既存の保育園のダンボールと物干しざおみたいな、よく分かりませんが、ダンボールってちょっとお粗末過ぎませんか。みすぼらしいというか、それでやってますと言われる、ああそうですかとは思いませんけど、改善していく気はあるんですか。

○丸山隆弘委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 今回、こども園につきましても、この制度につきまして周知しておりますが、こども園からそういう声が上がれば、もちろん考えていくことにします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 4款2項6目廃棄物埋立処分地管理費、七郷一色埋立処分場整備事業55ページ。

1点目は、遮水シートの寿命。

2点目は、保護工事はおおむね何年ごとに行う必要があるのか。

3、他の方法はあるのかの3点です。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 七郷一色埋立処分場整備事業について、3点質疑いただきましたので順次、答弁させていただきます。

まず、1点目、遮水シートの寿命ということでございますが、埋立処分場で使用する遮水シートは、一般的な防水シートに比べ、より遮水性、耐候性に優れた土木用改質アスファルト防水シートを使用しております。

耐用年数は、使用環境にもよりますが、一般的には15年から20年と言われております。

埋立処分場では、紫外線や廃棄物によるシートの損傷を避けるために、土のうによる保護を行うことで一般的な耐用年数以上の遮水性を維持できるものと考えております。

続いて、2点目、保護工事はおおむね何年ごとに行うかということでございますが、埋立ごみによるシートの損傷を防ぐため、埋立状況を見ながら保護工事を実施しておるところでございます。分別の推進により埋立ごみが減少傾向にあることから、毎年行っていた工事が現在では3年に1回程度ということになっております。

最後、3点目、ほかの方法はあるのかということですが、遮水シートの保護に関しては、フェルトや不織布製の保護マットを遮水シートの上に貼る方法もございますが、埋立ごみには突起物や鋭利なものが多く含まれるため、破損のリスクを勘案すると、今回施工する土のうによる保護が安全と考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私も議員になったときにこの埋立処分場に行きましたけど、いろんな様々なものがありました。

埋立処分場に持っていくもので、それほど汚水とか環境に影響するものは少ないんじゃないかなと思いついていたんですが、遮水シートによって環境の保護ということは、七郷一色の地下水にそういうものが混じるのを防ぐためにつくったと思うんですけど、現在そういう被害状況とか相談は、今までは報告はないのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 これまでそういった悪い物質が出たとかそういった報告はございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 必要なものと認識しているんですが、今、説明があったように人口もだんだん減ってきて、今後、そういう埋立てに関するものも減ってくるとは思うんですが、これ、先ほどほかの方法って特になんないというんですが、今後10年15年持つようでしたら、現在のところの埋立て状況でも随分先まで持つと思うんですけど、このままいっても向こう何年ぐらいは大丈夫なんでしょうか、いっぱいになるまでですね。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 今回の七郷一色埋立処分場に関しては、今の予測ですとあと20年ぐらいは埋立てができるものと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、4款2項4目し尿処理費、し尿等下水道投入施設管理事業55ページです。

破砕ポンプの修繕内容と破砕ポンプの耐用年数をお聞きします。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 修繕内容と破砕ポンプの耐用年数ということですが、修繕内容につきましては、破砕ポンプ、それからし尿移送ポンプ、希釈水移送ポンプ、送水ポンプ、機械室給気ファン、排気ファンの分解整備修繕となります。

耐用年数につきましては、国土交通省の下水関係の通知によりますと、汚水ポンプ類は15年、脱臭設備のファン類は10年となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、たくさんあったけど、予算715万円ということで、分解修理ということは、その間、投入ができないということなのか、そもそも耐用年数、できてそんなにたってなかったような気がしたんですけど、なぜそういう事態になってしまったのか。

それから、こういったポンプは、定期点検は何年ごとにすることになったのか、その辺はいかがですか。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 今回は、できたのが平成31年から稼働しておるんですけれども、それぞれポンプには大体おおむね15年とかいう耐用年数がございまして、メーカー推奨により5年ごとのオーバーホールということで、そういったポンプによっても3年に1回、4年に1回というようなポンプのオーバーホールの時期がございまして、そこを適切にやって15年ぐらい持つということで、今回該当のポンプ類について分解の整備をさせていただくものでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 だから、それぞれのポンプ

によって点検整備の時期が違うって言いながら、同時に今回、上がってきている理由が分からないということと、それらを修理している間はその施設は機能するんですかということを確認してる。

○丸山隆弘委員長 杉山生活環境課参事。

○杉山陽治生活環境課参事 ポンプに関しては2台ずつございまして、1号2号ありますので、整備計画を立てまして、それぞれ交互に何年ごとに1回、時期をずらして運営に支障がないような方向で整備を進めております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております5款1項2目勤労青少年ホーム費、勤労青少年ホーム管理事業59ページです。

27万1千円の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 27万1千円の内容につきましては、令和6年5月から娯楽談話室において喫茶店の営業を開始したことによる光熱水費の増額分です。

娯楽談話室の光熱水費は、実費負担となるため、歳入に同額を予算計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑をさせていただきたいと思います。

娯楽談話室というのは何だろうというところから、私自身入っているんですけど、こちらの娯楽談話室というのは、どこの場所になりますか。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 娯楽談話室は、勤労青少年ホームの入り口にある、今、喫茶店を営業している場所となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。喫茶店、今営業しているという場所だということで、市民が利用もできるんだなというところで理解をいたしました。

今回、そこを利用するための光熱水費が上がったというところなんだと思いますが、この実費負担になるためということですが、契約上は喫茶店を営業している団体に、光熱水費、上がった分を請求するという形になるのかなと思うんですが、そこら辺の整理を教えてください。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 娯楽談話室に光熱水費、電気料と水道料を実際使っている使用料が分かる子メーターを設置しております。勤労青少年ホーム全体の電気料、水道料は、一旦全体で市でお支払いしまして、子メーターによる使用料を水道料、電気料を営業している事業者に請求しているというところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。今回の27万1千円というのは、子メーターではないということなんでしょうか。全体のことなのか、その娯楽談話室が5月から使っているということなので、一気に光熱費上がるのは理解できるんですけど、そのお金はその利用している団体、ある意味先ほど言った言葉ですと子メーターが27万円上がったんで、そこは利用団体、喫茶店を営業している人に請求するものではないのかなと思うんですが、そこら辺教えてください。

○丸山隆弘委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 子メーターによる27万1千円が事業者の光熱水費分になります。以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。こちらは請求していくというところで理解をいたしました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 5款1項2目勤労青少年ホーム費、勤労青少年ホーム管理事業59ページ。

光熱水費が増額した理由はということですが、先ほどの浅尾委員への答弁で理解いたしましたので取り下げます。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、6款1項4目農業振興施設費、三河三石管理運営事業61ページをお願いします。

2点。

耐震診断調査委託料の内容について。

2点目、なぜ当初予算に計上できなかったか、その理由についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 請井鳳来総合支所地域課長。

○請井貴永鳳来総合支所地域課長 2点、御質疑をいただきましたので、順次、答弁させていただきます。

まず、1点目の耐震診断調査委託料の内容

につきましては、新耐震基準の施行前となる昭和56年5月31日以前に着工された三河三石の建物について調査を行い、現行の耐震基準を満たしているかを確認する業務となります。

主な業務内容としましては、設計資料等を確認する事前準備調査、部材配置の確認や柱と梁の接合部の採寸、鉄骨構造部材の劣化損傷状況の確認を行う現地調査、それらの調査結果に基づく耐震診断結果の作成となります。

2点目の当初予算に計上できなかった理由につきましては、今回の耐震診断調査業務は、令和7年度の実施に向けて準備を進めていましたが、現在、営業を行っている施設でもあり、できるだけ早期に耐震性を確認し、今後の維持管理の方向性について対応を進めることがよいと考え、12月補正予算に計上することといたしました。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 再質疑であります。2点目のちょっと急遽やったということは、そういった不具合があるということが、ある程度確定されたので、その分を前倒しでやったということなのか、例えば消防署だとかそういったところの指導によって、これはちょっといけないかなということで判断をし、将来的には補修をかけていこうということで進められてきたのか、ちょっと2点目について。

○丸山隆弘委員長 請井鳳来総合支所地域課長。

○請井貴永鳳来総合支所地域課長 今回の実施につきましては、特に法的に問題があったとか不具合があったということで行うものではありません。個別施設計画の中で、耐震調査をしていないということで、今後も機能維持していく三河三石施設については、耐震性を確認して、それについて対応していくとなっております。

この計画期間が令和3年から令和8年となっておりますので、今回、令和7年度当初予

算に要求をしたところではございますが、先ほどの繰り返しになりますが、実際営業しておるといってもございますので、早期に耐震診断をしていきたいということで予算をお願いしております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議題になっております6款1項4目農業振興施設費、三河三石管理運営事業61ページになっておりますが、この質疑は346万5千円の理由を伺うという形でしましたが、山口委員の質疑を聞いて分かりましたので、取下げをいたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、同じく三河三石管理運営事業ですけども、大体何となく分かったんですけど、再度、耐震診断に至る経緯をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 請井鳳来総合支所地域課長。

○請井貴永鳳来総合支所地域課長 耐震診断に至る経緯につきましては、三河三石は新城市公共施設個別施設計画における施設の方針及び方向性におきましては、維持をしていくという施設としていますが、新耐震基準の施行前である昭和55年の建築であることから、耐震性については安全が担保されない状態、または不明な施設とされております。そして計画の中では耐震性を確認し、必要な措置を講ずるとしてあります。

このため、本計画に基づき、今後の維持管理の方向性や、その措置に必要となる耐震性を把握する必要があるため、今回、耐震診断を行うものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 昭和55年で耐震性が不明だからということで、個別施設計画の中で維持ということを含めて必要であるということですが、そもそも公共施設総合管理計画の中ではどういった扱いになって、個別施設計画にまで入らないと耐震性があるかないも分らなかったのかとか、もっと早い段階で、この施設、昭和55年ということであれば、その辺のことも想定できたはずなんです、個別施設計画自体が今、取りかかっていることで、実施するということが分かりましたので、それまで放置されてたという言い方は語弊があるかと思いますが、そういう状態であったということ。これで、耐震性を診断した結果、あるいは耐震補強、耐震改修、そういうことの事前資料等も、診断だけではなく要するに、診断と耐震補強工事はまた別という考えで、設計はまた別にやるという流れでよろしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 請井鳳来総合支所地域課長。

○請井貴永鳳来総合支所地域課長 新耐震基準の法律の改正以降、各市、学校とかは耐震診断が行われていましたが、本施設については、法律上、耐震の義務づけがある建物にも該当していなかったもので、診断調査を行っていなかったのかなとは想定されます。

今回の耐震診断につきましては、あくまでも耐震基準を満たしているかどうかということとをまず判定をさせていただきます。その判定に応じまして、今後、機能維持と位置づけておりますので、どのように改修をしていくのかどうかということは、今後の検討となると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、7款1項3目観光振興費、湯谷温泉配湯事業67ページでお願いします。

4点。

燃料費増額の積算根拠。

2点目、光熱水費増額の積算根拠。

3点目、源泉汲み上げポンプ不具合の状況及び修理の可能性。

4点目、定期的な機械設備点検の状況について。

お願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 4点御質疑いただきましたので、1点目からお答えさせていただきます。

燃料費増額の積算根拠につきましては、燃料単価については、10月から12月までは単価契約に基づく確定単価94.49円、1月から3月までは今年度前期契約単価の平均値97.63円による見込単価を用い、使用料につきましては、昨年度実績数量を基に積算しております。

今年度燃料費見込金額が3,129万510円となり、当初予算額1,991万880円との差額分を今回要求させていただきました。

2点目です。光熱水費については、今年度上半期実績と令和5年度上半期実績を比較して、その増加率を令和5年度下半期の実績に掛けて、令和6年度予算執行見込額として算出しております。今年度電気使用料見込額が523万4,682円となり、当初予算額474万7,145円との差額分を今回要求させていただきました。

水道料金につきましては、今年度水道料金見込額が7万8,212円となり、当初予算額5万5,748円との差額分を今回要求させていた

だいております。

3 点目です。昨年度後半より源泉汲み上げポンプの自動制御機能が故障し、貯湯槽の湯量に応じて源泉汲み上げポンプが自動で始動または停止する機能が使用できなくなりました。設備の導入事業者による原因究明を試みましたが、原因の特定には至らず、原因箇所の可能性がある源泉ポンプ及び制御盤の更新を昨年度 3 月補正において措置し、繰越明許にて実施しました。源泉ポンプ及び制御盤の更新が完了した 7 月末には自動制御機能が回復しましたが、8 月末頃、再び不具合が発生し、以降、タイマー制御での運転に切り替えて運用をしてきております。10 月に貯湯槽内の水位計の洗浄を行ったことで、再び自動制御が機能するようになり、現在は自動での運転ができています。

引き続き、原因の調査を行いながら運転をしているところになります。

4 点目です。湯谷温泉配湯管理業務委託によって、毎日ボイラー、ポンプ等の動作状況を確認しており、異常が発生した際にはそれぞれの機器設置事業者と連携し迅速に対応できる体制を取っております。そのほか重油ボイラー設備については、毎月 1 回の定期清掃及び点検業務を実施し、木質バイオマスボイラー設備については、年 3 回、7 月、11 月、3 月の定期点検を実施し、温泉を供給するための配湯管及び貯湯槽については、年 1 回の洗浄業務を行っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 燃料費については、重油の高騰だということでありますが、94 円 49 銭、それから、今度から 97 円になりましたよということなんです。3 円上がる上げ幅で 1,100 万円要るのかなと思うんですが、どうということなんですか。勘ですよ、3 円の 1,100 万円分になると何千キロリットルになると思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 単価はそちらを使わせていただいておりますが、3 番目のところで源泉汲み上げポンプの不具合ということをお伝えしたと思います。その中で、源泉汲み上げポンプが常時稼働、自動制御が効かないことによって稼働する時間が増えましたので、ボイラーを焚く時間が増えております。そこで重油を使う量が、単価ではなく重油を使う量が増えてということになっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 るお伺いしてますと、修理はいろいろされたようでありますが、10 月頃から正常になったよということでもあります。オートストップ、オートオンオフができないとか、ある程度のとこまで温度が達するとオートストップがかかるとか、湯がたくさんたまってくると、今度は多分ボールタップ式で止まるとなっていると思うんですが、それから見ても、この修理費というのは確かに繰越明許でやったからということなんです。

じゃあ、この中で本当の燃料の部分だけではなくて、プラス工事費も入ってますよということなのか。そういう理解でよろしいんですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 1 番目の燃料費増額に関しては、燃料費のみの増額になっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 だから、燃料費のみの増額だと 1,100 万円はどうなのということをお聞きしているんです。あまりにも金額が大きいので、例えば 1 日 1 キロ焚くとする。そうすると、残りの補正を打って、承認された後の金が、日数は幾らって決まる。そうすれば、それに上昇単価の 3 円を掛ければ出るんですが、それが 1,100 万円、今、燃料費だけだと言われましたので、何となく不思議だな。それで、物すごく焚くのかな。

それで、燃料、何とか電気料金は10月までは多分、国が補填をしてきたんだけど、これで切れます。また、多分、多分ですよ、1月からまた再補填をかけるというようなこともちょっと確認してますが、どうもこの1,100万円というのはすごい金額だなと思うんです。適切なそのデータの数字なのか。

簡単に言うと、今月承認すると、これは12月21日から3月31日まで使うという金額なんですよ、じゃないんですか。だったらおかしくないかという言い方なんです。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 こちらの金額につきましては、12月21日からと言いますか、1年間使う金額の積算をしたところ3,129万円の数字になっております。当初予算額の見込みが少なかったという部分もありますけれども、当初予算額が1,991万円ということを見込んでおりましたので、それで、ポンプの不具合がやはり前半かなりあったものですから、重油の使用料はかなり増えております。例年と比べて、比べ物にならないぐらい重油の使用料になっておりますので、その分でたくさん使ってしまったということになっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、今までは、例えばですよ、1,900万円しか予算を見てなかったけども、燃料費の高騰によってかなりお金をかけてきたよ。要するに、前倒しで払ったということになるんですか、今度、逆に言うと。だって、毎月、年に一遍払ってるわけではないでしょ、これ。だったら、1,900万円使い切っちゃったよ。だけど、業者さんは請求来ますので、どんどん払っていきますよね。

ということで、このままだと1,100万円足らなくなってしまうから1,100万円でやってほしいよということで、そういう理解でいいんですよ。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 すいません。説明がうまくなくて申し訳ありません。

今、山口委員言われたとおり、当初予算分をこれまで使用してしまっておりますので、この12月からの足らない部分の金額になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ポンプがいろいろ不具合が生じたということで、昨年度後半と確かお答えいただいたんですが、昨年度後半というと令和5年12月だという、後半というと10月頃から後半になるわけでありましたが、その頃から不具合が生じていたのにもかかわらず、ここに来て、それで修理したいよということでやって繰越しになってますのであれなんですが、そこまでなぜ、業者さんとの仕事ができなかったのか。

言えば、そういった不具合があるにもかかわらず、燃料を過剰に焚かざるを得ない状況の中であるのに修理をしなかった。そのためにかなりの損失があるわけですよ。もっと早く手を入れておけば、こんなことはなかったのかと思うんですが、なぜ工事をいろいろするに遅れたりしてきたのか。

何か補正において、繰越明許というので、本年度へ繰り越してると思うんですが、そうだとすると、補正を打って、無理に繰越しせずとも4月、5月に修理はできたと思うんです。それをやって、10月頃に何とかなったけど、またおかしくなったってということなんですが、その修理の時期と、それから点検をした結果表というのは、所管では確認をしてお持ちなんですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この自動制御が効かなくなった原因を追求するために、11月頃、信号線の調査等も行っておりますが、そこではちょっと不具合の箇所が見つかることができませんでした。

そして、12月頃にポンプが緊急停止したこ

とからポンプに不具合があるということで、緊急に昨年度3月補正においてポンプ及び制御盤の改修費用を上げさせていただいております。そちらを直した時点で、一時期状況がよくなったものですから、それで解消できたかなと思ったんですが、また今年の8月ぐらいにまたポンプが止まりまして、そちら落雷による影響があったという状況は確認しております。

そして、それでもやはりまたポンプの自動制御に不具合があるということで、10月の貯湯槽の清掃に合わせて、今度、水位計と、ふだんなかなかオーバーホールすることがないんですが、そういったところの部分もオーバーホールをして清掃をしたところ、今のところ自動運転が順調に稼働しているということになっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それで、定期点検の項目の中でやってお見えになるということであったわけではありますが、こういった比較的不具合が生じているところでありますので、点検をしていただいたときに、所管の課はここに立会いをして、ここはこうですよというのを現場でつぶさに見て、ということをしているのか、それとも、点検しました、ありがとうございました、と終わっているのか。その辺についてお伺いをしたい。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 全ての点検に現場立会いしているということはございませんので、その都度、行けるとときに現場を確認している形になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみに、こういった不具合が発生して現実として分かっている、またこれをメンテナンスをしてオーバーホールもして対応していかなければいけないという中で、都度、現地へは、本年度ですよ、令和6年度4月1日から本日に至るまで、どの程度

の現場確認をして、また点検業者との調整はどのように取られたのか。お願いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 すいません。今手元にそちらの資料がないので、何回ということをお答えすることはちょっと申し訳ありません、できませんけれども、業者との打合せと現地の確認は行っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

7款1項3目観光振興費、観光施設等維持管理事業65ページです。

乳岩峡遊歩道の階段等の修繕費の増額として186万7千円計上しておりますが、この理由を聞かせてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 乳岩峡遊歩道に設置してあります鉄製階段について、腐食による損傷箇所が複数あり、来訪者からも意見をいただくことがあることから今回修繕を行うものであります。

修繕の内容は、当該地区は自然公園法における特別保護地区に当たることから、原状復旧を目的とした修繕となります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この階段等を修繕していくということですが、私もやっぱり観光客の訪れが乳岩峡たくさん最近特に多いのではないのかと思うんです。

事故等は、これまで報告とかそういったものはされているんでしょうか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この階段部分での事故等というのは伺っておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 階段等はないよということですが、修繕はやっていただきたいと思うんです。階段、私も登ったことあるんですが、非常に急な階段の場所もあります。そういったところで、しっかり補修等をして事故のないようにしていただきたいと思いますが。

こういった今回186万円余の修繕費で階段等を変えるということですが、それは鉄階段全体、コース全体の中に入ってる全部なのか、腐食部分を変えていくというものなのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 全長ですとかなり長い距離がある部分でありまして、その中でも特に腐食等のひどい箇所、損傷のひどい箇所になります。

全体でブロック分けをさせていただきまして、今のところ13ブロックの中で、その中でも1つのブロックに2か所、多いところではもう少したくさんの箇所の部分を交換する工事になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そうということですが、かなり大規模な補修工事になるかなと思うんですが、その工事のスケジュールと、あとは工事中は、恐らく山には入れないようになるかなと思いますが、そこら辺の周知等、かなり他県から車もびっしり来るようになってしまってますので、そういった周知等もやらないと、来たのに入れなかったということになりかねないと思いますので、そこら辺、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 工事につきましては、やはり機械が簡単に入れる場所ではありませんので、かなり日数を要するものと考えております。

そして、周知等につきましては、入り口の部分の看板の明示、あとホームページ等で呼びかけるようにしていきたいと思っております。

す。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。事故のないような形でやっていただければと思います。

では、続けて、道の駅管理事業に入りたいと思います。67ページです。

1、18万4千円の内容を伺います。

2点目、大型車両駐車場フェンス撤去工事費の総額を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 2点、御質疑いただきましたので、1点目からお答えさせていただきます。

もつくる新城大型車両駐車場付近フェンスにつきましては、以前から破損した状況となっており、今年度8月に行われたもつくる新城運営協議会の場においても委員から御指摘をいただいております。大型車両につきましては、それぞれ大きさも異なることから、輪留め等による制御が難しく、新たにフェンスを設置したとしても再び同様の状況になることが懸念されることから、今回撤去するものです。

工事内容としましては、既存フェンスを撤去し、支柱部分の穴埋めを行います。

2点目です。総額で18万4千円を予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 再質疑に入らせていただきますが、これは、幾らフェンスをしたとしても崩されるというか壊されてしまうので、今後はもう撤去だけで、また再度こういったフェンスは張らないという管理をしていくのかということをお聞きしたいんですが、フェンスを撤去した後の管理、どういった状況になるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今、委員おっしゃられましたとおり、フェンスを撤去したままの状

態を保っていこうと思っております。ですが、のり面等に入られる方がいるかもしれませんので、そちらの方には立入禁止等の明示をさせていただいて、注意喚起を促したいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私もフェンスはやったとしても、また潰されてしまう、撤去という対応でいいかなと思うんですが、ただそれでもちょっと危ない感じがしてるもんですから、もっとこの赤いポールというんですかね、ここまですでに止める場所ですよというようなポールみたいなのをもっとたくさんというか目立つように、後ろのところに設置するという対応策は必要ではないかなと思うんですが、そういった注意喚起のポール等の設置は考えてないのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 現在、大型車両の後方部分にはそのようなポールが設置をされております。

ですので、今はそれでちょっと様子を見させていただきまして、その数がやはり少ないということであれば今後もう少し増加することを検討したいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、7款1項3目観光振興費、観光施設等維持管理事業65ページです。

修繕に至る経緯と、その内容、詳細をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 修繕に至る経緯と内容につきましては、先ほど、浅尾委員にお答えしたとおりになります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 階段ということですけど、

とても階段と呼べるものではない、鉄製のはしごだと思えますけど。さびがあったというこの指摘は利用者からなのか、それともあーいった階段と呼ばれる鉄製のはしごは、定期的に点検をされていたのか、その辺はいかがですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 職員においても、現地の確認をしております。腐食している箇所等、私も去年現地で確認をしておりますので、その中でどういったところを修繕していこうかという検討をしてる中、また、利用される方からの意見も多かったものですから、今回修繕をしていこうと思っておるところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 職員による点検を定期的に行ってたのかよく分かりませんが、点検をしていた。さびも確認してた。で、利用者からも指摘があつてやる気になった。どうもよく分からない。利用者から指摘がなければやらなかったのかと、捉えていけないけど。

定期的に、あるいは点検していて、どういう判断、基準で交換なり補修にするのか分かりませんが、その辺が曖昧になってたということです。これ、乳岩峡の階段だけではなくてほかの観光施設や遊具施設もそうです。やっぱり定期的にやってるわけですよね。不具合があればその都度やるわけですけど、その辺の基準が、職員の判断基準が、業者に任せれば業者がやってその報告を受けて、それを通じて修理するということはあるんでしょうけど、職員の点検という形で済ましておって、今回こういう判断で修理になったんだけど、そういうやり方も今後やっていくということなのか、ここの乳岩峡の施設だけがそういう対象になっているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 乳岩峡に関しましては、

そういった業者を入れてという点検を今までしておりませんでしたので、職員による点検で対応させていただいております。

なかなか業者を入れるというのが難しい部分もありますので、今後、検討させていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 業者を入れるのは難しいというのは予算的に難しいのかよく分かりませんが、職員も異動してたりして代わっていってしまうと、それがうまく引き継がれないし、点検記録簿というのがちゃんとあって、どういう状況かを担当者が代わっても分かるようになっているのか、その都度、見た人が判断してやるレベルの対応なのかというのはよく今の答弁で分かりません。

難しいというのは予算的に難しいのか、幸い、こういう階段等による転落事故等はなかったのよかったですけど、私も行ったことがありますけど、急な階段ではなくてはしごを登るのはかなり不安です。安全的な部分でも、鎖があったりとかなかったりとか、かなり不安を覚えるのがありますけども、そういうことも含めて、ちゃんと点検をしないと、幸い事故がなかったからよかったようなものの事故があったときは管理責任を問われますけど、その辺ちょっとしっかりした体制を取ったほうがいいんじゃないですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今後につきましても、今のところ点検をした際には、そういった点検した箇所の写真等を撮って帰ってきておりますので、そういったものをしっかり引き継いでいくことと、今後、事故のないように対応していきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 事故のないようにではなくて、ないのがベストなんですけど、事故を起こさせないための予防措置というものを、ちゃんと安全対策もやっておかないと、何かあ

ったときには訴えられますよという話です。

それはちゃんとやっていただけるということで、今回の修繕は取替えなのか、現場での修繕なのかをお伺いするとともに、全体で13か所あるうちの2か所と言いましたが、2か所だけ問題があつて、後は問題なかったという解釈ですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 すいません。今回の修繕箇所は全部で13ブロックありまして、1つのブロックの中に1か所であったり2か所であったり、多いところだと11か所直すようなところもあつたりしております。全て現地での壊れた部分の取替えの修理を行う予定です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員、続けてお願いします。

○滝川健司委員 7款1項3目観光振興費、湯谷温泉配湯事業67ページです。

ポンプの不具合の期間と、汲み上げ時間と加温時間の関係についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 ポンプの不具合の期間につきましては、先ほど山口委員にお答えしたとおり、昨年度後半より源泉汲み上げポンプの自動制御機能が故障し、対応を重ねてまいりましたが、今年の10月に貯湯槽内の水位計の洗浄を行ったことで再び自動制御が機能するようになり、現在は自動での運転ができています。引き続き、原因の調査を行いながら運転をしているところです。

汲み上げ時間と加温時間の関係につきましては、重油加温ボイラーは、貯湯槽内の湯温が一定の温度、大体53度から55度なんですが、達すれば自動で運転を停止する運用となっております。しかし、ポンプの自動制御機能が故障し、源泉を常時汲み上げ続けることで、貯湯槽内に温度が低い源泉が常に流入し続けることになり、加温時間が長くなっていたものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ポンプの不具合の期間というざっくりとした表現だったんですけども、いつから何か月間かとかその辺が正確に分かってないのかということと、自動制御が効かないから冷たい源泉が加温したお湯に入って、再び加温してしまうからそれで燃料費が増えた。ちょっとお粗末な結果で、かなりの金額が増えたと思うんですけど。

自動制御が効かないから温度が一定になると汲み上げなくて、冷たい源泉をどんどん加温したとこに入れてしまうから加温をしっ放しになってしまうということですか。そんなお粗末なシステムですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 自動制御の機能が正常に機能していればポンプで源泉を汲み上げることがありませんので、その場合は、温度が一定温度であれば、重油ボイラーが動くことはございません。季節によって違うんですが、53度から55度という設定をさせていただいておりますので、その温度で配湯管の中をずっと配湯されてる部分に関しては、ボイラーが動くことはございませんが、自動制御の機能が正常に機能していない場合は、その中に源泉が入ってきてしまいますので、源泉が入ってくるのはその温度が下がってしまいます。そういったところでボイラーが稼働するようになってしまいます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 大体、理屈は分かりましたけど、また同じことが繰り返される可能性があるわけですね、自動。だから、それを今後、加温が長くなって重油がたくさん、燃料費がかかるということをなくすにはどうしたらいいかということを考えているのか。このシステム以外にそういった何かうまい方法はないのか。人間がやると、その人件費の問題とかもあるでしょうけど、そこをうまくやつ

てかないと、また不具合になったら、また同じことが起きますよね。で、足らなくなりました、補正お願いしますということを繰り返さないためにはどうしたらいいかということを考えているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今、湯谷温泉は24時間ずっと温泉を供給するということになっておりますので、なかなかその時間的な制御ができないというのが1つ課題かなと思っております。

その部分がもし少しでも改善できることがあれば、ポンプの運転を夜間も止めるですとか、ボイラーを止めるということは可能かなと思っておるんですが、また、故障箇所に関してはどこが悪いかという調査を引き続き続けて、原因をしっかりと判明したいということと、あとボイラーにつきましては、木質ボイラー等もありますので、そちらとの稼働時間を少し考えるということも必要かなと思っておりますので、重油のほうを少しでも減らせるような努力はしていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じ事例が発出する可能性もあるわけですので、予備の回路とか予備のシステム、予備の自動へ切り替わるとか、何かそういう方法をすることによって防げることではないかと思っておりますので、ぜひ同じ失敗を繰り返さないような対策をしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、7款1項3目観光振興費、道の駅管理事業67ページ。

フェンス撤去に至った経緯と撤去後の課題についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 撤去に至った経緯につきましては、先ほど浅尾委員にお答えしたとおりになります。

撤去後の課題につきましては、大型車両の

衝突を回避する根本的な対策が困難であることが挙げられます。フェンス撤去後も目印である既設のポストコーンをそのまま残すこととしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 経緯についてはあれですけども、開設から10年たったのかな、これで。開設してすぐからこういった事案がずっと発生して、その間も議会でも指摘したような気がするんですけど、車両の構造上なかなかフェンスに衝突を防げなかったという経緯もあるでしょうけど、そもそもこういう事態を想定してない設計でフェンスが設計されていたということも問題があったのかなと思います。それはやむを得ないとして、撤去してしまえばいいんでしょうけど、道路側の乗用車のほうもしょっちゅう壊れて、指摘して直してもらってますけども、こっちは後回しになってたということなんですけども。

10年間放置されてたということで、撤去後に対応は難しいと思いますけども、ポールに当たっても気づかんでぶつかった結果が今の結果だと思うんですけど、ああやった大型車両、下がって行って、斜面にぶつかるまで気づかない可能性も今後、出てきてしまうということです。こうなると、運転手の自己責任で施設管理者にそういった責任は及ばないと言え、もちろんですけども、こうやってぶつけて当て逃げしていく車両もたくさんあったわけですのであれですけども、根本的な解決策は難しいのかもしれませんが、斜面の草をどういうふうに管理してるかということとも関連あるし、あの斜面がもう少しきれいになっておれば、そういったことも視覚的に防げるのかなと思いますけれども、そういった環境の整備というのも大切になってくると思うんですけども。

フェンス撤去後の、撤去する前からですけども、国道の斜面の管理をちゃんとすれば多

少防げることになるのかよく分かりませんが、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 斜面の草刈り管理につきましては、観光課職員で年に4回ほどやっておりますので、それで維持していけてると思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 すいません。1つだけ7款1項3目観光振興費、観光施設等維持管理事業で、乳岩峡の階段の修繕ということで、かなり日数を要するので入り口の看板やホームページで周知するということでしたが、大体完了はいつ頃を見込んでいるか教えてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 これで、1月から入札をかけさせていただいて年度内に完了するように見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~

この際、再開を10時45分とし、休憩します。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時45分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、歳出8款1項2目高規格道路対策費、豊橋新城スマートIC（仮称）整備事業69ページ。

進捗状況について伺います。

○丸山隆弘委員長 権田道路政策推進室長。

○権田晃明道路政策推進室長 豊橋新城スマートインターチェンジ（仮称）整備事業の進捗状況ですが、市道との交差点部を除き、中日本高速道路株式会社が一括で工事を施工することとなっております。中日本高速道路株式会社は、令和6年9月18日付で、五洋建設株式会社・太啓建設株式会社特定建設工事共同企業体と契約を締結しており、11月25日には、地元説明会も開催され、間もなく現場での工事が開始される予定となっております。

また、今回の補正予算により、中日本高速道路株式会社が工事を施工する区間の用地取得は完了する予定となっております。

次年度以降、市道との交差点部の用地取得や改良工事等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 工事は中日本高速道路が進めていくということで、これは市民が大分期待している点も多いんですけど、この工事に関する地元の説明会とか、交通に対する安全対策等は、既に進めておられるでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 権田道路政策推進室長。

○権田晃明道路政策推進室長 地元説明会ですが、先ほどお話しましたが、11月25日に、地元の富岡地区で開催しておりまして、通行止めの期間だとか、そういったところを地権者だとか周辺の方に御説明させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 地元も着々と進むこのスマートインターですね。

豊橋側については、特に新城側としては言及するまではないんですけど、豊橋側も同じように計画については、当市との打合せ等があるのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 権田道路政策推進室長。

○権田晃明道路政策推進室長 豊橋側とも、随時連携、連絡調整を図りながら工事を進めさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 8款2項3目道路新設改良費、道整備交付金事業71ページです。

市道大海線に充当した経緯をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 今回の補正予算に対しましては、道整備交付金事業は充当しておりませんが、工事費の増額につきましては、地方創生道整備交付金を活用し、令和2年度から令和6年度までの5か年計画で事業を実施しており、今年度が最終年度となります。

当初予算積算時に比べ、人件費・物価の高騰・歩掛の改定による増額及び前年度予算内で実施できなかったものなどにより、事業費が不足したためでございます。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 事業名は、道整備交付金事業になってますけども、今回は一般財源ということで、もともとの修繕費とあったもんですから、修繕費になぜ交付金事業なのかなと思ったんですけど、舗装工事ですね。あの道路は、確か総合公園の横からでしたっけ、総合公園の南入り口から旧の養鶏場へ入っていく道の辺りまでが1期工事、それ以降がまた2期工事、その道路の舗装工事ということで、修繕ではないですね。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 舗装の打ち替え工事になります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 基盤のほうというか、路盤のほうは高機能、使ってるかと思いますが、かなり期間がかかってますけども、あの道路、1期と2期も合わせて計画されてるインター周辺企業用地の第2期の予定地に隣接して改良されていくわけだと思うんですけど、かなり勾配があったり、上り下りがあったんですけど、今後、計画されてるその企業用地の造成計画に沿った道路改良になってるのか、その辺との整合性をちゃんと済んでるのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 その企業団地の造成に合わせて、幅員が足りないものですから、歩道を、今回の予算では舗装修繕工事になっておりますが、舗装を設置する改良工事と、舗装工事、分けて発注しており、企業団地進入路として使える道路を今回、計画して実施しております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。それですと、総合公園の南口から1期の工事で新しく造った道路、丁字路のところですか一時停止のところで改良されて道幅も広がるということで、それは企業用地に合わせた改良だということ。

そうすると、総合公園の入り口からさらに北のほうへ行く部分は既存のままとというか、広げにくい部分もあるでしょうけど、そちらは道幅を広げるという計画にはなっていないということですのでよろしいですね。

○丸山隆弘委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 そちらに対しては、歩道も設置しませんし、既設の舗装の打ちかえだけになります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食共同調理場運営事業87ページであります。

給食センター稼働後の光熱水費の増額とあるが以下、お伺いをします。

1点目、当初予算での積算の根拠。

それから、2点目、稼働から僅かな期間で光熱水費に不足が生じたことについての原因分析を行われたのか否かということであります。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 当初予算での積算根拠でございますが、積算時点では学校給食センター稼働まで1年ほどございまして、対前年比の対比データを用いての積算ができませんでした。したがって、近隣の給食センターの予算の状況を聞き取るなどして金額の把握に努め、本市のセンター規模を勘案して積算したものでございます。

2点目の原因分析です。こちらにつきましては、光熱水費が不足した原因としましては、積算資料が乏しく、適切な額を算出することができなかった結果、補正を計上することになりましたので、今後は稼働して得られたデータを基に積算をしていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 お伺いしますが、近隣のデータと言いますが、例えば豊橋市の給食センターとか豊川もあるわけでありまして、ここに入れる機械、器具について、通常あいうものには仕様書というのがありまして、例えば、電気だと何キロワット使うからどうのこうのとか、ガスだと何キロカロリーの熱量を使うにはどれだけのプロパンガスが必要だと、

実は計算式があるんです。本来はそれに基づいてやってきて、おおむね、去年の3月に我々はこの当該の予算を承認したわけですが、そのときにある程度の、ウクライナ情勢だとかそういった燃油が上がってくるという傾向を把握して見えたということでありますので、あまりにもそれが軽んずる考え方の中でやってきたんではないか。

例えば、稼働後、9月、10月、11月、3か月のうちですので、その差額が10%から15%以内ならまあよしとしますが、今回の資料要求をさせていただいた中で来ておりますのは、予算時の合計は、電気で691万200円。それが何と2,600万円なんですよね。それから、ガスは865万1千円予算を組んでいて1,100万円。今後の執行見込額が電気にあつては1,400万円、ガスにあつては600万円ということですが、本当にこういうことでもいいのか悪いのか。

これによって、あと事業運営にどういう影響がされるのか、その辺は、今、算定をされてみえるのかどうか。以前にも、給食センターという特殊な事業であるので、土地の取得から始まって、当初の設計図書の問題だとかそういうことを含めて総費用が幾ら、そして、建築工事にかかったものが幾ら、それで稼働してお願いをする中で幾らの費用がかかり、賄い費として幾ら払って、逆に、今度は保護者の方から御負担いただく、また学校関係の教職員の方から御負担いただく実質の給食費からいって、一応企業としてみたらどうなるかということについても質問したわけですが、収益事業ではありませんのでできませんという答えでしたが、実際こういうことでもいいのか悪いのか。このような計算の曖昧なところで、そのことを質疑をして、内容を確かめていきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口議員、1点、2点合わせて答えていただきますが、よろしいですね。

○山口洋一委員 はい。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 御指摘の内容でございますが、今、お示しいただいたような計算式での計算をして積算の根拠として持ち合わせておらず、近隣の予算の状況を聞き取って、そこに数字を当てはめて算出したところは、いささか安易な考え方だったなと思っております。

したがいまして、先ほども申し上げましたが、今後は稼働して得られたデータを基に次年度予算を積算していきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 10款1項3目教育指導費、不登校対策事業79ページでございます。

どれぐらい相談数が増えたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 令和6年度当初の見込みでは、相談件数はおよそ20件を見込んでおりました。しかし、現状30件を超えております。そのため、当初の見込みでは11月末までの相談時間として240時間を確保していましたが、11月末現在で、実際の相談時間は339時間にまで上っています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員。

○今泉吉孝委員 相談件数の時間数が増えた分の増額ということではよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 このまま、後半、どれぐらいの相談件数があるかというのを、昨年度の実績を考えまして、不足するであろう時間数を要求させていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 今泉吉孝委員の質疑が終

まりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10款2項1目学校管理費、小学校管理事業81ページになります。

1点目、243万1千円の内容を伺います。

2点目、作手小学校での車椅子用テーブル購入の理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の243万1千円の内容につきましては、東郷東小学校で発生しました雨漏り修繕のための屋上防水修繕工事費59万5千円、新城小学校はじめ7小学校において、消防設備点検で不良箇所を指摘された自動火災報知機などの修繕費176万3千円、作手小学校において車椅子用のテーブルを購入するための備品購入費7万3千円です。

2点目の車椅子用テーブルの購入理由につきましては、車椅子の利用が見込まれる児童が1名在籍することから、学習時に支障となることがないように対応を図るものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑に入りますが、2点目の作手小学校の車椅子のテーブルということで、今後必要になるということでの購入ということなんですけど、これは来年度の新1年生で、そういう対象の子どもさんに対応するためというもので理解していいのか、というのはこの12月議会の年度途中でのこういったケースというのはどうしてかなとちょっと単純に疑問に思ったということなんです。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 現在、通学している児童で、進行性の筋肉がちょっと硬くなっていく病気を患っている児童がおりますので、その児童のための対応ということです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。ありがとうございます。

では、次の質疑に入ります。

10款3項1目学校管理費、特別教室空調施設整備事業81ページです。

1点目は1,500万円の内容を伺います。

2点目は空調設置の予定の6中学校の特別教室の内訳を伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の1,500万円の内容につきましては、6中学校の特別教室への空調機設置に係る実施設計委託料です。

2点目の特別教室の内訳につきましては、6中学校とも技術室のほか、新城中学校と鳳来中学校の理科室、作手中学校の音楽室、作手中学校を除く5中学校の美術室、八名中学校を除く5中学校の被服室、千郷中学校を除く5中学校の調理室です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑に入らせていただきます。

今回、6中学校の特別教室ということで、私も何度もこれまで要望してたもんですから、今回予算がついて非常によかったなと感想を言わせていただきたいと思います。

これ、小学校の特別教室というのはもうついているという理解でよろしかったですか。小学校が終わったんで、次、中学校の残りを最後、全部やり切るといようなスケジュールというか、内容なのかそこら辺の説明を教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 小学校につきましては、全ての特別教室についているわけではありません。まずは中学校の特別教室に全て設置をするということで進めていく予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 スケジュールとしては、ま

ずは中学校から特別教室を手配していくということで今回予算がついたということで理解をいたしました。

今の6中学校の特別教室ということですが、資料要求させてもらってまして、こちらの網かけしてあるところはそうなのかなと思うんですが、理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、図書館というふうなところで、今回つくということのスケジュールでいいんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 資料で色づけがしてあるところの教室につけていくということです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、つけていって子どもたちの学習の環境がよくなってほしいなと思っております。

次の質疑に入ります

10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食共同調理場運営事業87ページです。

1、給食センター稼働後の光熱水費の増額として2,020万円を計上したということですが理由を伺います。

2点目、給食費への影響があるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 2,020万円の計上の理由ですが、増額の理由につきましては、積算時点で学校給食センターが稼働しておらず、参考となる前年度実績データがない中で積算を行う必要がございましたので、他市などのセンターの状況を参考に積算しました。結果として、稼働後と乖離が生じ増額をお願いするものになったものです。

2点目の給食費への影響ですが、学校給食にかかる費用負担区分につきましては学校給食法で規定されてございます。本市において光熱水費は、設置者である市が負担することとしております。したがって、給食費へ

の影響はございません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。給食費への影響あったらどうしようと正直心配してましたけども、それはないということで安心をいたしました。

では、1点ちょっとお聞きするんですが、前年度のデータがないからということも理解ができるわけでありましたが、今回じゃあ近隣の他市さんのこういった給食センターの光熱水費のデータを参考にしてみ積りをしたけれども、結局2,000万円以上多くかかったということのてんまつだろうと思いますが、そういった状況を考えますと、では、新城市の学校給食センターの光熱水費という金額の増減を見たときに、他市の近隣の給食センターよりも光熱水費は高いというような分析、判断ができるというようなことでいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 他市でどれぐらい光熱水費が使われているのかということまでの情報の収集は現在、行っておりませんので、比較対象は資料として持ち合わせておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それは分かるんですが、ただ、他市を今、参考にしてみ積もって、初めは、70万円前後の光熱水費で賄えるだろうというところで予算を計上しているはずですので、それ以上に、2,000万円という、私としてはかなり高額な、見積りよりも上がってしまった予算になってしまったんだと、結果論的には映りますので、やっぱそういうふうに算定基準を他市の金額を参考にしたということなので、今回それがオーバーしたということとは、他市よりも思った以上にうちの給食センターは、光熱水費増えて、たくさん使うというような状況にあると分析するのが自然か

なと思いますが、伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員の御指摘いただいた内容は理解いたしましたので、引き続き情報はしっかり集めて予算化していきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、10款1項3目教育指導費、不登校対策事業79ページ。

1、子どもカウンセラーへの相談増ということだが、増えた件数は。

2、相談増について考えられる理由は。

1は、先ほどの今泉委員への答弁で分かりましたので、2、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 それでは、相談増について考えられる理由についてお答えします。

相談が増加している理由としましては、悩みを抱えている児童生徒並びに保護者が増えていること、そして、その悩みを相談する機関として、しんしろ子どもカウンセラーが周知されていることが挙げられます。

県からも、各学校にスクールカウンセラーが派遣されています。まずは、相談したい児童生徒、保護者には、各学校に配置されているスクールカウンセラーへの相談を促しますが、現状、1か月待つことは当たり前の状況となっています。

子どもカウンセラーは、教育支援センターあすなろ教室関係の児童生徒・保護者のみならず、市内小中学校の児童生徒・保護者にも対応することになっており、しんしろ子どもカウンセラーへの相談が増加している一因となっています。また、1つの事案に対して、1回の相談で終わることは少なく、継続して

相談対応に当たることも相談件数が増えている要因です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 悩みを抱えている児童生徒と保護者が増えているということと、スクールカウンセラーの事業が周知されているからと理解いたしましたが、相談、つまり周知が増えているから増えたということなのか、今までも増えている傾向にあったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 もともとしんしろ子どもカウンセラーは、あすなろ教室に通う児童生徒、保護者の対応が必要だということでスタートしました。しかし、学校のカウンセラーにかかれない、あすなろ教室にも通ってきていない、そういう児童生徒も保護者もありました。で、学校のカウンセラーには行けないんだけど、しんしろ子どもカウンセラーにはかかれそうだとということで、つながりを求めて相談を受け付けたというような経緯で、あすなろ教室に通う児童生徒のみならず、市内の児童生徒、保護者を対象にして相談を受けますということで御案内をしているので、その周知が広まり、相談件数が増えている1つの要因になっていると思われます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 相談の主な内容、これ不登校対策事業ということなんですが、段階というかどの辺りの段階が多いのかとか、そういったこと含めた主な内容を教えてください。

○丸山隆弘委員長 中嶋学校教育課長。

○中嶋孝佳学校教育課長 相談内容に関しては様々です。本当に学校に足が向かない原因であるとか、あるいは友達とうまくコミュニケーションが取れないであるとか、あるいは

発達上、言葉が遅いんだけどもとか、そんな本当に相談内容は様々であります。悩みを抱える保護者の悩みも、家庭それぞれであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、次、10款3項1目学校管理費、特別教室空調設備整備事業81ページ。

対象となる教室は、こちら先ほどの浅尾委員への答弁で理解いたしましたので取り下げます。

続きまして、10款5項4目学校給食施設整備費、学校給食共同調理場運営事業87ページ。

1、当初の予定から何%増えたのか。

2、増加の理由。

お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 当初の予定から何%増えたかでございますが、電気につきましては、当初予算691万1千円なのに対し、令和6年度見込みを2,663万8千円としておりますので、約385%の増となります。

ガスにつきましては、当初865万2千円なのに対し、令和6年度見込みを1,145万2千円と見込んでおりますので、約132%の増となります。

2番目の増加の理由につきましては、積算時点で学校給食センターが稼働しておらず、前年度対比データがない中で積算を行いましたので、他市のセンターの状況を参考に積算した結果、乖離が生じ増加をしたものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 400%ぐらい増えたということで、幾らその前年比データがなかったからといって、ちょっと他市の例はきっと1つでなくて幾つか参考にされたと思うんですけども、それで積算したのにもかかわらず4倍近くに増えてるということなんです

けども、その原因、理由は、分からなかったとかそういうこと以外で何か検証というかされているのかを伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 数字の出し方としまして、まず金額を教えていただいたのがあります。それをそれぞれのセンターで食数で割って、それで1人当たりの金額というのをまず出しまして、それでそれを本市の3,500食で掛けて出してしまったというのが、現状と数字の乖離が生まれた要因だと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 そうすると、このようなほかの他市町村のセンターとの乖離が今後も続くと理解すると、本市の給食センターでは、ほかの給食センターよりも4倍の電気代がかかり続ける、つまり給食にかかる保護者の負担は変わらないにしても、金額がそれだけ増える、多い状態が今後も続くということなのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今後につきましては、先ほども触れさせていただきましたが、これで月々の金額が毎月データとしてたまっていりますので、それを基に次の年以降は前年の比較をして、どれぐらいの前年の電気料金、ガス料金が使用があったかというそれを踏まえて、予算要求をお願いしていく流れになりますので、今回のような全く他市の、本市と環境の違うセンターで使ったデータを基に弾くものは今回限りとなると考えておりますので、乖離は前年のデータを使えば乖離は少なくなると考えております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 さっきの質疑にちょっと戻るんですが、他市のセンターよりもこれだけ多くの電気代がかかる設備というのは一体何なのかとか、そういった分析はされ

てるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 そもそも先ほど御説明した中に、食数で割り返すことが果たして適正だったかどうかというところが正直ございますので、同じような設備、釜の数とか、機械の量、設置台数などの多い少ないはあると思いますが、基本的な設備と運用の流れは、大体、恐らくどのセンターでも似通っている想定しておりますので、今回の食数で割り返してしまったというところが乖離を生んだ要因と考えております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 ちょっと質疑の答えになってなかったような気がするんですけども、同じ食数を作るのに、本市のセンターを使って作ると、それだけ多くの費用、電気代なり、ガス代がかかっているということに、この事実を見るときはなるんですけども、その辺の分析、なぜそんなに光熱費が必要になる施設になってるのか、そういった分析も当然このセンターではもう変えることができないんですけども、そういった認識をちゃんとされてるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回の結果を基に、どこまで、どの機械でどれぐらい電気料を使ったかというところは、モニタリングがちょっとできるかどうかを含めて検証しながら、次につなげていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、同じく学校給食施設整備費の共同調理場運営事業の中からお伺いしますが、1問目の答えは皆さんの質疑で大体分かりましたので、再質疑から入りますけども。

そもそも、他市のセンターを参考にしたとって、実際のそれぞれの市は、電気で加熱

するところもあれば、スチームで加熱するところもあれば、いろいろ方式が違うわけですね。それを単純に食数で割ってやったという、そもそもの想定が間違ってたという自覚はあるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員の御指摘のとおり、そもそもその計算でよかったなは思っておりません。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 通常、それぞれの電気器具もそうですし、ガス器具もそうですけども、消費量という、ガスの消費量1時間当たりどれだけとか、電気だったら電気器具でこれだけ使えば、例えば御飯炊くに電気ですらこれだけ消費する、想定できるわけですね。その積み重ねでやっていけば、マックスでやっていけば、そんなに大きなずれはなかったはずですね。だから、そもそも想定の方が素人です。

それから、どこの他市のセンターを参考にされたかしれませんが、類似の食数の施設だと思いましたが、それと比べて食数で割った電気料と、今回、新城市がやったのと大幅に違ったということは、どこかでやっぱり掛け方が違うのかなと思うんですけど、だから、そういうふうにはやってかないと大きな違いが出てたということが事実です。

それから、9月から本格的に稼働したわけですけども、期間を見るとちょっとまだ稼働してない8月15日から9月14日ということで、電気代を見ると想定に対して325万円、夏場で暑かったということでエアコン等の稼働もあったかと思いますが、一番安かったのが10月、11月で250万円ということで、それ以降は350万円で想定していると。一番高く猛暑で暑かったときの電気代を上乗せした350万円で想定してますけども、これ例えば年間、年間はまた来年度予算を取るに想定がちょっとこれだと、多過ぎるような気もしま

すし、あるいは、ガスも10月分ということで167万円、実際にかかったのが155万円ですと。この辺もどういう想定なのか分かりませんが、給食のメニューによって、電気もガスも違うのか。ほとんどがガスだと思いますけども、その辺はいかなものかと思うんですけど。

実際に、9月からの稼働で、来年度の予算を想定するときに、また想定が違ってくるような気がしてしまうんですけど、もう少しこのやり方でいいのかどうか1回検証されたらどうですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回、補正を出させてもらって、いただいた御意見などを参考に、次年度予算の要求はしっかりやっていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 なかなか難しいかと思いますが、当然、休みがあったり春休みがあったり冬休みがあったりということで、年間を通しての想定難しいかもしれませんが、あまり乖離がないように、かつ多過ぎず、足らな過ぎずという形でやっていただけると思いますけども。

最後に、水道代については書いてないんですけども、水道使用料は乖離がなかったって、予算どおりだったということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 水道につきましては、ほとんど予算額と現在の執行の状況を見比べまして、ほぼほぼイコールで出ましたので、補正予算には入れてございません。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 水道使用料はどうやって出されたんですか。そんなにぴったりこっちのが、今までの話聞いてると信じられないんですけど、水道代はどういうふうに想定されたんですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 水道代も電気とガスと同様に、弾いた結果でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 水道は他市のセンターの水道使用料と食数で割ってやったらぴったり合ったと、奇跡のような想定でしたけども、そういうことは偶然だったかもしれませんけども。

これで、どういうメニューをやると、これ1日ごとの電気だとかガスを出すことは可能なのか分かりませんが、メーター読めば可能かもしれませんので、どういうメニューのときはとか、ガス、電気幾らかかったとか、その辺もデータ取っていくと、今後の想定もしやすいし、そこまでやるべきかどうかはまた別問題として、メニューによってはそういった電気、ガスの消費量、変わると思いますので、1回そういうことも含めてチェックされると、今後の参考になるかと思うので、どうですか。

○丸山隆弘委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 御指摘いただいた内容も含めまして、できる限り精緻な数字の把握に努めたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第132号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第132号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって第132号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時29分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、第133号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題となりました第133号議案 令和6年度新城市一般会計補正予算の第10号であります。

歳出を確認します。7款1項3目観光振興費、市観光協会支援事業11ページになります。

4点あります。

減額する補助金額210万円の内容は。

2点目、市観光協会の事務所移転の登記年月日は。

3点目、令和6年11月26日付の中日新聞によると、5月下旬に市観光協会が事務所移転と報道されております。同日開催の議員への定例報告会では、令和6年6月3日に移転を完了し、日吉地内で業務開始とのことだが明瞭な説明をいただきたい。

4点目、令和6年11月27日付の中日新聞によると、市長は「今の事務所の所在地が、事務所として機能を持つことが違法状態になることを6月に担当課で確認しながら、そのま

まここまで来ていることについて、責任者としておわびを申し上げる」と陳謝したとある。市政運営の全責任を持つ市長として、今後どのように信頼回復と再発防止をしていくのか。

以上、4点お願いします。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 4点質疑いただきましたので、1点目からお答えさせていただきます。

減額補正の理由につきましては、9月定例会で御審議いただきお認めいただきました予算であります。事務所移転費用については、違法な状態の事務所への移転ということで補助金を交付することが不適当であることから、減額補正をお願いするものであります。

皆様に御迷惑をおかけしましたことをおわびさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

また、補助金額の内容につきましては、修繕費130万円、家賃等58万8千円、備品等16万2千円、その他費用5万円になります。

2つ目です。登記年月日は令和6年11月11日です。

3つ目です。移転の準備は5月下旬から行っていましたが、事務所での業務開始は令和6年6月3日からであります。

4点目です。今回、原因としましては、法令違反に対する認識不足がこのような事態を招いたと思っております。いま一度、法令遵守を重んじ、同じようなミスを再発させないよう努めてまいります。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、再質疑をさせていただきます。

まず、観光協会の金額の内訳は確認できましたので、登記の年月日、これ事務所の登記の移転はいつなんですかということで確認しましたが、いろいろいただいた資料提示をさせていただきますと、一般社団法人新城市観

光協会の法人としての登記日は、令和5年2月10日だと思います。ですので、そのときに既に下の事務所についての登記も当然されているということ、設立をしたので、対抗要件を持つために登記をしてるんですが、まずそこでいいんですよね、最初の登記は。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 法人設立の年月日は令和5年2月10日で登記をされております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そうしますと、いただいた資料をそれぞれつらつら見させていただきました。

その中で、実は、まずは、令和3年3月に監査を受けてるんですよね。そこで、いろいろ監査講評としていろんな項目が載っておりますが、それらを受ける中で、じゃあ将来性がいろいろと危惧される部分もあるので、社团法人にしようねというような理事会がそれぞれ開かれてきたという経過、経緯だと理解しますが、そこら辺は間違いはないんですよね。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 法人化につきましたの経緯はそうになっております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 実は、今、2月10日に法人の設立登記は打たれております。そして、当該の観光協会、令和5年2月27日、観光協会の会長は、新城市長の下江市長であったわけですが、このときに、令和4年度第2回理事会で登記の報告をしております。ということは、まだこの時点では解散を打ってなかったもので、市長が、観光協会の会長をやっている観光協会と一般社団法人新城市観光協会というのが2本立てで動いていたという理解をしてもいいんですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 法人として一般社団法人というのは2月10日に立ち上がっております。

すが、実際、運営として動いてるのはまだそのときは任意団体のほうが動いておりました。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 一般社団法人になる経過というのが、実はいただいた資料202ページから載ってます。

令和3年9月27日に理事会を開き、進めることに對して承認をしております。それから、令和4年3月11日、令和3年度の第2回の理事会を開き、同年5月14日には総会を開き、一般社団法人化の承認をしております。そして、何と翌年、令和5年2月10日には登記をして、今いう任意団体と一般社団法人との両輪でいこうということになったと思いますし、こうしないと、恐らく財政支援団体に必ずなるということであったので、予算が計上できないからということであったのか、なかったのか。

ちょっと、今回の210万円とは離れていきますが、そういうプロセスが分らないと、ただ単に都市計画法第43条違反だということだけをうのみにできないので、そこから確認します。

資料を出してくれているもので、はっきりそれ確認しとれば、すぐ答えられるわけだよ。

〔不規則発言あり〕

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 簡単なことなんですけど、難しくお考えのようで、なかなか答弁がいただけませんので、そこから、次、行きます。

令和5年6月23日、実は令和5年度の第1回の理事会が開催されております。そこで13時30分から開催されました。議事録の作成は、同年7月7日ですが、1か月近く、これはこっちに置いておきます。

そして、その同じ日の1時間後には、解散総会が開かれております。ここで初めて解散が決議されたという理解なんです。

それで、恐らく予算の都合もあると思うし、一般社団法人と任意団体と両輪でいって、う

まく解散をして、残債も引き継いだほうがいいよねということもあったのだという深い理解をさせていただくと、そういう流れできたと思います。

そして、今回の事件が発生しましたが、過日の一般質問で、一般社団法人新城市観光協会の会長からは要望があったのかなかったのかというのが、実はこの資料に会長名であります、7月3日ではなかったですか。お金がないから頂戴よというものであって、その金額が幾らであったのかということは、実は書いてありませんでしたね。ただ、お金が要りますよというだけの資料であって、それを受けて、9月補正に874万円打たれたと、こういう流れでいいんですか、まず。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この資料で出させていただいたものにつきましては、補正予算に対するというものだけではありませんので、ここの中からかなり経営が苦しいということを言われておりましたので、そこで、こういった明細をいただきたいということで明細をもらって、補正予算に反映させていただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それを参考にして補正予算に云々ということですが、じゃあその根拠ですね、7月3日に出た根拠。事務所は、登記は令和6年11月11日なんだけど、新聞から見ると、この会長からいただいたお願いの文書よりも先に動いてますよね、既に。

そこで、9月の補正を我々に提示したときには、それまでを含めてやってるんですよね。なぜそうになってしまうの。数字の根拠もないし、恐らく、一般社団法人は既に理事会も開ける状態になっているという中でいくと、今回、こういった事業の中でどうしても不足ができるから、そして、事務所についてもこうこういうわけなので、移動せざるを得ないからそういったお金が必要です。しか

し、今、それを賄うものがないから、新城市から補助をしていただけないかという内訳、明細をつけた理事会の文書があってもしかりだと思うんです、普通は。

そして、それに基づいて、あなた方が市長部局との調整をし、財政との調整をしながら、じゃあこうしようねということをつくって、予算を提示する。それを市長が査定をする。自身も任意団体の長をやったから苦しい状況分かるし、これについては議会の承認を得ましようねということで、提案したんでしょう。それで、我々は賛否はあるにしろ、一応可決をした。

だから、こういった文書の時期と、一方で動いてる事務所の時期と全く異なるではないですか。だから、不可思議だということです。その点はどのように思うんですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 委員の指摘されるとおりでございます。そういったところの考えが本当に甘くありました。申し訳ありませんでした。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 9月補正の根拠もよく分からない、しっかりやっていなかった。そして、今回の事案もよく法令を遵守することに傾注することができなかったんですよ、結果的には。

だから、ごめんなさいと言ってますから、何とかしてくださいと思うんですが、実は、一般社団法人は、今年の11月11日に登記してるんですよね、下の事務所の変更を、西入船から日吉に。それで、そこから10日、2週間後には、26日、27日には違法だということが新聞に出ましたよね。その違法という事実を、本市はいつ捉えて見えたんですか。

いろいろ都市計画課に確認してやったときに、これは都市計画法第43条に触れるおそれがあるのでということを言われて、一般社団法人に連絡をした。それで、やはりそうだよ

ねということが、いつ確認取れたんですか。確実に違法だからという、最終的な判断をされたのは。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 私が、まず一番初めに庁内からの指摘で気づいたのは6月、ちょっとすみません、日付は分かりませんが6月になっております。

そこで、観光協会にも、そういった疑いがあるということをお話はさせていただいております。その中で、そこではまだ、これまでもお伝えしてきておりますが、私どもの認識の甘さで、それが事の重大さを分かっておりませんでしたので、そのまま放置という形になって、こういった予算要求もさせていただきました。

そして、最終的には11月に入ってから、事の重大性が判明したということになります。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 6月に確認をしていた。それから、時々市長が発言されるときに、6月に確認した、11月に分かったって、どうもその辺5か月もずれがあるんですが、またこれは後から聞きます、聞きますが。

6月の時点で分かっている、なぜ、いいですか、ここなんです。なぜ、一般社団法人は11月11日付で登記したんですか。登記は彼らがやることですので、本市は関与していないと言えばそれでいいんですけど、もうやることなすことばらばらなんですよね。まずそこちょっと、そこだけ。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 なぜ登記がこの時期にということの明確なお答えまで、私は聞いておりませんので、合ってるかどうかちょっと分かりませんが、移転をした後に登記をしていなかったということで、登記をされたということは伺っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 こういった問題が起きたら、やはり徹底的に、これ持ってるのは、実は履歴事項全部証明書というやつです。そういうものを取ってるのかとかいうのはないんじゃないかと思うし、それから、2024年5月30日、要するに令和6年5月30日ではありますが、事務所移転のお知らせというのが、新城市観光協会のブログに載ってるんです。一般社団法人新城市観光協会は6月3日より云々ということで、皆様に不便をかけますがよろしくですということで、新城市日吉字小袋に移りましたというのがありますよね。確認しますね。

それで、この案件が発覚したら、今度こうなるんです。2024年11月16日、関係者各位、市街化調整区域への事務所移転の件について、当団体の事務所が市街化調整区域にあり、違法状態で事業活動を行っていることについて皆様に御不快な思いをさせていただきましたこと、誠に申し訳ありません。特に、厳しい財政状況の中、引っ越し先が見つからずに苦しんでいた私たちも、快く手を差し伸べていただいた事務所オーナーの方、または一般社団法人も法人となり、次のステージに邁進しようとしている私たちの背中をということで、いろいろ経過が書いてありまして、最後ですよ。本件に関し、新城市と当団体で一定の協議などを行われたものの、双方が緊急性の高い事案であることに対する認識が低かったため、積極的な対応も取らなかったというのが実態。現在、新城市と協議を行い、早急に新たな事務所に移転することを進めています。今後の対応やこれまでの経緯などの情報について、後日改めてこの場で報告をさせていただきますというのが、観光協会が出した、言わばおわびなんです。

そして、同日、新城市も出してます。議員の情報提供の中でですよ、ただし。令和6年6月3日に、一般社団法人新城市観光協会が、日吉地内に事務所を移転しました。この地域が市街化調整区域であり、都市計画法の第

43条第1項に違反をしておりました。市として管理監督責任が果たせていなかったこと、また9月定例会において移転費用を補正で計上してしまったこと、深くおわびさせていただきます。つきましては、年内に移転をし、違法状態を解消しますという文書を出しております。

そこで、違法状態は分かりました。また、どこかへ行かなくてははいけない。そのことが、11月27日の新聞に載ってますよね。元の拠点に年内再移転。先ほどと同じこと、ここに結びついてくるわけであります。

そこで、いただいた資料の中の、203ページだったかな、の中にあるんですが、一夜漬けで作った資料なのであれですが、確か契約書に似たようなものがありましたよね。項（1）とか項（2）と書いてある資料があります。賃貸借に係る資料は213ページにあると思います。この中の、いろんな項とかあるわけなんです、ここに契約条項というのがあるんです。

それで、ここは、今現在、一般社団法人がお借りをして使用されてみえますが、ここを撤退する場合にいろんな条件があります。いろんなことがあった、条例違反は別ですよ。当時の不動産取引に基づくところのものに基づく、撤退する場合には、3か月前に申出を下さいというのがあります。

それから、原状復帰というのがあります。契約条項第9条、鍵をもらって、もらった以上は、その鍵を善管注意義務、善良なる管理者としての注意義務に従って行いますよということが入っている。そして、解除3か月前に申し入れる。そして、3か月の賃料はお支払いをする。第16条、原状回復、やるんですよ、今、何か元の状態を変更してると思いますので、事務所機能として。それでは、元に戻さなくてははいけない、そういったものは誰が払うのか。

それで、例えば向こうで、いいですよ、置

いといってくださいと言っても、この器具とこの机とこれは全部で20万円かかったのでお金ください、それでできませんとなっているので、そして、仕事をやらないからと言って、事務所を使わない。ところが、今言うようにお金も払わないと、今度はあれがつくんですよ、遅延損害金というのが、14.6%。そういうこと等がいろいろあるんです。そこらはいいいんですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 原状回復に関しましては、所有者の方とお話をさせていただいて、そのままということでお話はいただいております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それは、賃貸をしてみえる甲、乙の間の話であるべきなんだけど、今、御答弁いただいたのは本市も中に入って、その話をされたのか、ということですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 すいません。私もは入っておりません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 確認しました。それは当然だと思います。

そこで、今度戻ってくるに、9月補正した中で210万円は当然、執行してないという理解をしていますが、それは前から説明の中で確認をしております。したがって、今回減額をするわけでありますが。

残ったものは全て660万円程度は、既に執行したということ、それで、既に一般社団法人新城市観光協会は、それは補助金として有効に利用したということなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 まだ、補助金の申請が届いておりませんので、そちらについても執行はまだしておりません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。じゃあ、ま

だまだ874万円については執行してない、要するに、補助金交付申請の、あれは決定通知は行ってるんですよね、行ってるんですね、決定通知は。行ってるから、彼らは事業こういうふうにしたからということで、完了届と同時に申請をして、補助金交付申請をする。それと、市側は、これで補助金は、貴協会から受けた何号によって、何月幾日にもってあなたの指定する口座に払いますよというのを、交付決定通知を出すんだけど、まだそれも打ってないということなんですね。

だから、それが来たら、最終的に660万円で、恐らく交付決定をせざるを得ないということなんですよ、予算もないんだから。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 あの予算の中には、事務局長の給料等も含まれておりましたので、まだ事務局長は決まっておられませんので、その分満額で支払うことはございませんので、事務局長が決まってからの給料等に支払うことになります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。そういうことで210万円については減額という理解をするわけではありますが、せっきくの機会でもありますので、実は、柳田コンサルというのが、令和5年4月に契約をしております、このコンサルが、実は、資料213ページですが、事業用賃貸借契約も結んでおりますし、ここで、もう既に2024年4月1日から2029年5月30日の契約の期間の中で、一度、登記の日からスタートして、年度末の3月31日に関わるころの貸借対照表が出てるんですよね。

あの資金の動きというのは、内部のお金があって動いてきたのか、それは多分、全く別外になりますので、関与してないと答えると思いますが、そういったものも出していただきましたので、そういったものは十分確認をして見えてということよろしいのかどうか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 書類の確認はさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 本当に、12月末に新しいところへ移るんですか、移転先は、11月26日の新聞に載ってるように、希望としては、勤労青少年ホームの1階を使いたいというお話であつたわけなんです、それは可能なのか。

そして、前に移転をされていかれる時点まで使われていたもろもろの設備はありますよね。例えば、LANの問題だとか、うちのとはつながってないと思うんですが、それからインターネットの問題だとか、そういうのは撤去していったんですよ、新しいところへ。ということは、今度お見えになるということは、また再度うちが設置をしなくてはならない。その点については、あと年内中という、あと僅かなんですが10日ぐらいしかないんです。どこまで進んでるんですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 今、そちらの契約書の作成を急いでおります。その中で、契約書ができ次第、向こうの理事会を開いていただけるということですので、そこで理事会でまた決まり次第、その場所と決まることになっております。

その中で、先ほど言われましたLANとか回線のものに関しまして、持ち運びができるものを今、使われておりますので、そういったような工事は必要はないということは伺っております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そこは、しっかりと一般社団法人さんで理事会を開いていただいて、その結果に基づいて本市に再度依頼をする。そして、本市の手落ちというのは明らかにそういったコンプライアンスの認識が全く薄かったということ、実はこの新聞が出たすぐに、近隣のすぐ隣の市へ勤務してみえた元公務員の方がおっしゃられました。こんなことも分

からないようでは公務員とはいえないじゃないのかいと。ましてや、これを決裁文が上がってきたときに、そのことがはっきりと意思表示ができない市長は、一体何してんのと。そこなんですよね。

そこで、先ほど言った全責任をということですが、先ほどいただいたのは、再発をさせない意識改革に努めてまいりますというのが最終的だったんですが、この言葉は、幾度となく聞きました。どの程度、それを肝に銘じてみえるのか。それも聞きました。では、絶対やらないということが出来ますか。そこなんです。

ただ、ここで来て、頭を下げていればいいということなんです、こんな言い方をすると失礼だと思われると思いますが。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員に申し上げます。

質疑のところへちょっと集中してください。

○山口洋一委員 謝罪をするというのは、例えば、こういう場所でもただ頭を下げるだけが謝罪ではありません。消防団、消防署員、警察官などが、そういうときは大体腰を折って、90度ぐらいの頭を下げて謝るのが普通だという、それが普通のわびるときの状態です。

〔不規則発言あり〕

○山口洋一委員 要らんこと言うじゃない。

それが事実やってないのが、こういうもので映ってるから言われるんです。そのことも含めて、先ほど言われたように、コンプライアンス意識の低下だとかいうことがあるから、やると、検証しますと言いますが、本当にこれのできるのかできないのか。

〔不規則発言あり〕

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員、改めて今の確認、求めますか。確認、取ります、もう一回。今の最後のところ。

○山口洋一委員 はい。

○丸山隆弘委員長 下江市長。

○下江洋行市長 まずは、今回のこのたびの

事案につきまして、責任者として率直に申し訳なく、おわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

そして、繰り返しになるかもしれませんが、やはり一番の真因は職員のコンプライアンス意識の低さ、これに尽きます。そして、報告相談体制が機能していないこと、これにも大きな反省点がございますので、今後、それぞれの庁内の部署間の連携不足も踏まえて、しっかりとこういうことがないようにしていくことはもちろんでありますけれども、内部統制の仕組みについても、しっかりと再考していくと。

このような考えでこうしたミスが決して起こらないように、これからしっかりと責任を果たしていくようにする覚悟でありますので、御理解いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終了しました。

~~~~~

この際、再開を13時15分とし休憩します。

休 憩 午後0時06分

再 開 午後1時15分

**○丸山隆弘委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

7款1項3目観光振興費、市観光協会支援事業11ページです。

1、9月定例会で承認した市観光協会の移転費用210万円を、なぜ減額補正するのか伺います。

2点目、移転事務所が違法状態であることを認識しながら予算計上を行った点について、市民と議会への謝罪や認識を伺います。

3、内部統制や部内のチェックは、違法な

支出や予算計上を防ぐためにどのように機能をしているのか伺います。

4、事務所移転費用には引っ越し費用以外に130万円ものリフォーム代が含まれておりますが、この費用は誰が負担するのか。また、どのようなリフォームの内容なのか伺います。

5、移転事務所、日吉の事務所になりますが、この事務所の家賃、旧事務所の家賃、敷金、礼金はそれぞれ幾らだったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 5つ御質疑いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1つ目です。減額補正の理由につきましては、9月定例会で御審議いただきお認めいただいた予算ではありますが、事務所移転費用については、違法な状態の事務所への移転ということで補助金を交付することが不適當であることから、減額補正をお願いするものであります。

皆様に御迷惑をおかけしましたこととおわびさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

2つ目です。私の認識が甘く、予算計上してしまったことは、市民の皆様や議員の皆様からの信頼を失う行為であり、深く反省しております。誠に申し訳ありませんでした。

今後につきましては、意識改善するとともに、予算計上に対して適切であるか、いま一度課内で法令違反がないか等チェックする体制を整えます。

3つ目です。法令違反に対する認識不足から、組織として報告、相談という本来行われるべき行為が行われないまま予算計上につながってしまいました。いま一度法令遵守を重んじ、部内での報告相談体制を強化し、同じミスを再発させないよう努めます。

4つ目です。代金に関しましては、観光協会に負担していただきます。リフォームに関しては、雨漏り補修、床の張替え、柵の改修をしております。

5つ目です。現在、使用している事務所の家賃は月額5万円になります。令和6年5月までの勤労青少年ホームの家賃等は無料になります。

以上になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑をしたいと思います。

こんなことが本当に起きてはならないということが起きてしまっているというところで、本当に私も深刻に受け止めております。

再質疑をしていきたいと思いますが、今回、そもそもというか、(1)で違法状態の補助金であるから今回減額をするということの話ではあるんですが、これを削ったからといって、じゃあ問題解決になるのかというふうなことも思うんですが、日吉の事務所で、事務所が開けられないわけですから、今度、こちら側の勤労青少年ホームのほうに、12月末までには来るということなんですが、そこに来る引っ越し費用も必要ではないんですか。その日吉からこっちに来るという引っ越し代というのは、また、またぞろ予算案出てくるということなんでしょうか、そこら辺の関係性を教えてください。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 そこで発生する費用等につきましては、補助金等で補填することは考えておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、どうやって引っ越し、こっちに来るんですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 観光協会の職員で、引っ越しの作業をすると聞いております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それができるんだったら、本当に出す必要なかった、そもそもね。9月

議会で、私が、210万円の法的根拠があるのかといったらないですということだったので、そこに結局、今でも収められていくんではないかと言わざるを得ません。

こういった大事な住民の税金を、つけたりはったり、またおかしかつたら外してみたりとか、こんなことやってるから、市民から信頼されなくなってしまうんですよ。

今回も、違法状態にあることを認識しながら、予算を、そもそも出してくるということ自体がもう本当信じられないですよ。私たち議員18人いますけど、まさか違法状態の予算案をあなたたちが提出するなんて夢にも思わないではないですか。だから、一生懸命、皆さんは違法状態のものでないと、最低限そんなものは出してくるはずないだろうと、当局を信頼してるから成り立っていたわけなんですけど、今回そういうことを、当局がもう破ってきたということで、信義則に反している深刻な問題だということを捉えているんです。

その部分について、本当にそのことが伝わってるのかなって、前の一般質問でも追及してますけど、なかなか全然そこが、緊迫感が僕は感じ取れないんです、申し訳ないですが。ただ、認識不足でした、すいません、すいませんって、謝ってもらおうというのも必要ですけど、本当は私たちはその内部の構造を、しっかり、今後こんなことが起きないようにしてほしいということを切に願っているんだけど、その内部構造をしっかりあぶり出して、本当に改革しますという意味が今でも感じられないもんで心配になってるわけです。

その認識、もう一度教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員、2点目のところへ移っていいですね。

○浅尾洋平委員 はい。

○丸山隆弘委員長 分かりました。

加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 今回、不祥事の事案が発生したことにつきましては、委員が言

われたように、市民の信頼が著しく低下している深刻な問題であると受け止めております。

さきに、一般質問の答弁でもお答えさせていただいておりますが、内部統制を系統的にしっかり見直す。今回の案件ですと、都市計画法という観光課、産業振興部局とは違う部署の問題にもなりましたが、広い範囲で、この案件にはどういうところに関わるかというところを、改めてしっかり確認するようにしてまいります。大変申し訳ありませんでした。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 しっかりやっていきます、旧態依然の発言であるだろうと思わざるを得ないんですけど。

今回の認識不足ということをおっしゃいました。課長も、まず、謝ってそういった発言されたと思うんですが、私は一般質問で聞いたときに、課長は、ちゃんと上司である部長に言ったわけですよ、6月前に。部長は、9月議会前に認識をしていたという答弁があったのではないですか。

ですから、内部統制、もちろん部長、確認すべきだというのはおっしゃいましたけど、でも、私、大事なのはやっぱり部長自身がこの案件について、もっと、こんなやばいじゃないと、もうこれは予算計上なんかちょっとできるものではないわと、まずこれはちょっと抜いて対処しようということを、部長しかそれできないわけですから、もう課長から報告して、報告した上ではもう部長の権限でそういった認識、これは違法だから予算計上できませんわっていったって、市長に報告するなりというその処理ができなかったから、ここ機能不全を起こしてるのではないかと、私は思うんですが、その認識、反省点含めて、振り返ってどうだったんですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 今、委員おっしゃ

られたように、課長から報告があったときに、私に、都市計画法の違反だという認識がなかったのかという事案になってしまったことは深く反省しております。

先ほどお答えさせていただきましたように、うちの産業振興部の中だけで、課長から上がってきて私だけではなくて、こういう案件なんだということで、都市計画法なので建設部だとか、総務部行政課だとかにも相談をかけて確認をするということがなかったというところが甘いところだったと感じておりますので、そここのところはこれから訂正して、肝に銘じて事務をしていきたいと思えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと3点目にも入っていかうかと思えますけど、やっぱり、他部署の方々、スタッフも含めて協力をしていくと、本当に、相談、報告ということが必要なんではないかなと思うわけです、私自身もね。

こういった内部チェックで、1つの課の中に情報というのを仕入れたら、そのまんまにしていこうというブラックボックス化になっているのが、こういったことを起こしている要因ではないかなと思うわけです。

ですから、やっぱりこの報連相ではないですけど、1つの部署が今回みたいに都市計画課が気づいたという事例があった場合は、やっぱり、もちろん観光課がいろんな発信をして、これはどういうふうに解決していったらどうかという横の他の部にも相談かけて解決すればよかったと思うし、そういうふうにしていってほしいですし、やっぱりそれを指摘した都市計画課も、こういう報告しましたけど、ほかの部署の人も注意しといてくださいという、そこからも横の報告というのを多面的にやるべきではないかと思うんですが、その認識等を伺いたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 今、ブラックボッ

クス化されてるという話ですが、一部の職員とか一部の課だけではなくて、事が起きてから究明をして再発防止というのではなくて、事が起きる前に、関係課と連絡を取り合ったりだとか、関係する部局で相談を持ちかけて、事が起きる前に解決できるように取り組んでまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 再発防止のことも触れて、答弁をしていただいたかと思えますけど、しっかり、本当にやっていただきたいと思っています。

ただ、私、過去にもこういったことを追及させてもらいながらしっかりやるんだという決意を、その都度その都度言うてくださるんですけど、結局繰り返しこういう重大な問題というのは防ぐことができずに来てるわけです。

そこで、やっぱり信用ならない、基本的に信用ならないということなんですけど、やっぱりそれを信用していただくと、市民に対して、ということには記録というのをしっかり取ってほしいわけです。やっぱり、記録を取らないと、過去に遡ってこういうことがあったんだというところを見て、フィードバックができなくなるからなんです。ですから、そこがなければ、対策も打てなければ、どうだったのか、そのときに考えは、部長はどう動いたとか、課長はどう動いたかというのがないというのが、本当に恐ろしい状況です。

こういった事例が起きるときっていつも記録がないんです、過去のやつ見てもね。そういうところで、私は本当に反省してるのかと思うわけです。今回も、資料請求、私させてもらいました。6月の問題が発覚してから、市は観光協会に対してこういう違法状態になっていることが分かったということで、相手に伝え、また、協会はじゃあどうやったら解決のためにやりますかということで、市にお伺

いを立てています。

そのときの相談した際の記録というのは、僕はあるはずだと思って相談かけましたが、相談記録についての答えがこういうことで、市側からありました。読みますけど、相談記録については、市側から一般社団法人新城市観光協会に対して、違法状態に関わる相談を行いました、記録を作成していないためありません。こんなんでいいんですか。

反省する、反省すると言いますけども、反省してないんじゃないかと思うわけですよ。ここまで違法状態ということが9月議会前に分かって、認識の甘さで予算化しといて、こんな重大でまた取り下げるなんていう恥ずかしいことをしておきながら、記録作成していない。そもそもこれ、検証も、これからの若手の職員が来て、再発防止、そのときどうしようと思ってもこれ検証できないんじゃないんですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 今、委員が読み上げていただいたとおり、記録がございませんので、今、言われたように、記録として残らないものですから若手のためにならないというのは、まずそのとおりだと思います。

それで、今後、会議は、もう会議録のようにとか議事録に残るんですけども、備忘録というんですか、電話でやり取りしたとか、人と打合せをしてこういう話をしたというような記録もしっかり残して、いつ何ときどうい話をしたというのが分かるように、これから進めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ほんとに、頼みますということしかちょっと言えないんですけど、やっぱりこういった大事な記録を残してないとなれば、私は内部として証拠を隠すとか、隠滅の疑いというのは、まだまだ市役所の内部にそういう機運というか風土というか、腐って

いる組織の中が曖昧になり、常態化しているのではないかと心配するわけです。

やっぱり必要な書類というのは残していくべきだと思いますし、それを残さないと話が、つじつまが合わないということです。やっぱり、今回記録を作成していないため、ありませんと言いますが、今回の件は、記憶を、担当者含めて掘り起こして、ある程度、メモなり何でもいいんですけど、残すということ、を、資料として残すべきなんだと思います。その作業をやるつもりがあるのか伺いたいです。というのは、相手方があるわけで、これ言った言わないとか、あのときそう言ったとかなった場合、裁判とかも含めて影響あるんじゃないかなという問題があります。

ですから、やっぱり肝に銘ずるとか、今回深刻だという認識があるんだったら、なおさら、当時の記録というのをやっぱり省みて作成すべきではありませんか。特に、これは市長の責任でしっかりやるべきだと思いますが、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 職員、今回、観光課の事案なんですけども、記録と記憶を遡って、どういう経過、時系列で、どういうことが起きたかというのは、観光課でしっかりと観光協会と調べさせていただきますし、委員が再三おっしゃってるように、記録を残しておくことによって、若手の職員にも記録を残しておくことで職員を守るといいますか、そういうような状況にもなりますので、しっかり今後記録をつくって残しておくことに努めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。部長も今、おっしゃいましたけど、やっぱりこれから若手の職員が、本当にこんな組織で働きたくないと思われたくないです、私自身も。こういったことが起こっ

てしまったのはもちろんいけないことですが、事実としてあるわけですから、やっぱりそれを後世に残していくというか、1つの、もうこういったことを起こさないという決意も込めて、記録は残しながら、後世に反省点や課題を考えていただくという組織に生まれ変わってほしいと思いますので、ぜひに対応をお願いしたいと思います。

もう1点、経過のことでちょっと心配なことで、確認ちょっと一般質問ではできなかったので確認をいたしますが、そういう流れで6月にこの移転が違法な状況だということを市側から観光協会に伝えたということで、理解をいたしました、その後なんです。その後、観光協会が市側にもう一度、対応の話を申し入れていたということが、11月26日付の中日新聞に書かれております。

ただし、その記事を読むと、申し入れていたが返答がないままだったという釈明をすると書いてあって、これって、11月26日の時点でそういう返事がないという記事なものですから、まだやられていないのかどうか心配になるんですが、伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 それから、話を進めさせていただいて、移転先が違法であるのでということで、また勤労青少年ホームに戻っていただくということになっておりますので、決して、その後、話をししていないことはございません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。それだったら、ちょっと少し安心はしましたが、対応を取っているということで理解をいたしました。

それで、状況がつかめてきているんですけど、まず引っ越し費用以外に130万円のリフォーム代負担ということですが、これはもう観光協会が負担するということの答弁だったと思いますが、それは、引っ越し代プラスリフォーム代も合わせて今回は観光協会側が持

つという認識でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 浅尾委員、言われたとおりの認識でよろしいです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。では、観光協会側が持つということで、負担がどんどん増えていくのかなということでちょっと心配にはなりますが、またそこはちょっと後で聞きます。

この引っ越し費用のそもそもの予算要望のことについてお聞きいたしますが、この9月議会での引っ越し費用含めた予算要望というのは、どのように観光協会から要望書というのは上がっているという流れがあるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 観光協会からは、7月3日付の補助金についてという資料があったと思うんですけども、そちらで補助金が不足しそうだという話をいただいております。

この資料だけですと、何が足りないですとか、そういったことがつかめませんでしたので、その後、今後の見通しということで費用明細をいただいております。その中から観光課としてどういった部分が負担できるのかなど照らし合わせて、補助金の補正予算を申請させていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

まず、この7月3日の滝川会長からの補助金についてという要望書がまず出されて、課長、言ったように確かにこれ読んでも詳しいというか、細かな具体の補助金の項目がないものですから、その後、確認を取っての明細をもらってということで積み上げた予算をつくってるということで理解をいたしました。

じゃあ、その明細を再度もらってくるというふうな中の資料というのは、そこには会

長の名前だとか、あとは理事会を経てとかという、分析つまり内容の責任者というような、観光協会の名前というのは、クレジットとして付いてあったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 いただいた資料の中には、そういった観光協会の会長の名前とかは載っておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ということになりますと、その細かな項目だとか、人件費、引っ越し費用、物価高騰のためのイベント費用の増えた金額とかというのは、9月議会でお示しになった項目を思い出すわけですけど、そういった内容を書かれた要望書、補助金をいただきたい項目だという資料というのは、誰がつくってるものなんですか。もしかしたら、会長とかも目を通してない資料かもしれないという、ちょっと、自分、心配あるんですが、その資料は誰がつくって、どういうふうな流れで市に渡してくるものでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 本来ですと、事務局長がいるはずなので事務局長さんが作成されて、こちらに提出いただく形になると思うんですけども、今現在、事務局長が不在でありますので、そちらの経理を担当している者に作成をいただいて、こちら提出をいただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、経理の者が作成して提出したと理解いたします。

では、観光協会の流れが僕はちょっとよく分からないのでちょっとお聞きするんですけど、事務局長が今、不在で、経理の人がこういうふうにつくったものを市に上げたということなんですが、その経理さんがつくった書類というのは、会長や理事会含めて理事長、理事の人たち含めて、稟議をしているという

書類になるというものなんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 理事の皆さんまで、その話がと言われると、ちょっと私、確認が取れておりませんが、会長には確認をいただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、会長は見ているということで理解いたしました。

それで、お金の費用とかが今後増していくという状況が、私、心配になるわけですけど、やっぱりこちらの補助金の要綱というのはあると思うんですけど、やっぱりこういった部内の補助金の要綱、ルールに沿って、今回もしっかりルール上のとってやられているという理解でいいのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 補助金の要綱にのっとりやっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

そこで、お金の件も含めてちょっと心配になるというところをちょっとお聞きしたいなと思うんですが、資料請求をさせてもらっております財政援助団体の監査記録、令和3年1月28日では、監査だと思いますが、決算上の前年度繰上げ充当金があるが、決算時に、補助金の確定に伴う返還金の算定段階で金額が足りなくなってしまった分を、繰上げ充用金で処理をするということになると思うが、この5年間ぐらい同じように繰り返しているのかという問いには、そうですと、その金額の累計はどのぐらいになるのかと質問したところ、毎年100万円が足りなくなるので繰り上げている状況だと。会費など自主財源が多ければ、この額が減っていくんだけどということをおっしゃっております。

監査委員の講評としては、会計処理について支払いや収入の会計帳票はシステム入力し

た後、伝票で処理されていると。Aさんが入力した後で、事務局長が確認するというやり方だが、その後、物品は誰の許可の下、購入したのか。買う前に誰もチェックしていない状況と。お金の流れについては誰かが必ずチェックをしているという体制をつくっていただきたい。万が一、事故や不正につながってからは遅いと。会計処理の在り方を検討され、運用規定を整理する必要があるとおっしゃっております。

こういった懸念点は、一般社団法人化する前に指摘をされておりますが、こういった状況は今は解決しているという認識でいいのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 一般社団法人化に伴って、さらに先ほど委員がおっしゃられました会長から7月にいただいている補助金に関する観光協会からの要望にもありますように、今まで市のほうは、市から財政援助団体で補助を出す。その補助金が適正に、4大イベントと言われてるさくらまつりだとか、花火、もみじまつり、あと、のぼりまつりというのに使われて、しっかりできたという部分だけ見てきたわけで、なれ合いなわけではありませんが、なれ合いというような形でもうずっと仕事をしております。今回、このような事案から、いろんなところに波及してきてまいります。

滝川会長からも、補助金について要望が来ておりますので、いま一度、しっかりと経理も処理できるように整えてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 経理をしっかりしていただきたいとは願っております。

そういう中で、一般社団法人化するとき、令和5年6月23日で、資料請求で197ページから203ページ等々に関わるところになるかと思いますが、そういう中でちょっと心配な

のが、資産の譲渡ということで、第4号議案ということになっております。

こちらの引き継ぎの中で、繰越金でマイナス529万5,592円ということで、この書類がちょっとどういうものなのか分からないんですけど、資料を自分なりに解釈をすると、一般社団法人化に伴って借金である、要は529万円、大体530万円余のお金を、一般社団法人化に伴って借金を譲渡するということになっているのではないかと思います、その点伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員、今のところ、質疑の中のどの部分に当たりますかね。これちょっと、4番、5番の辺りにはちょっとないんですけども、質疑を切り替えてもらえますか。

○浅尾洋平委員 (4)番の事務所移転費の引っ越し費用のほかにリフォーム代があるということで、今回、根拠となる資料を出していただきたいというふうな流れでこれまで質疑をしていったんですけど、そういった予算の裏づけの資料とか、あとは稟議が内部でされているのかどうかという中で、はい。

○丸山隆弘委員長 了解しました。

横山観光課長。

○横山和典観光課長 資産の譲渡につきましては、この令和5年度の補助金を一般社団法人に支払いをしておりますので、4月から6月の間は任意団体の補助金が不足している状態でありました。それに伴い、未払い金というのが発生しておりまして、その未払金を一般社団法人に譲渡したということになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ということは、では一般社団法人化したときは、特に、未払金を市が530万円ほど出してるもんですから、特に、一般社団法人のスタートのときは借金はないという理解でよろしかったですか。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 そのような認識でよろ

しいです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、借金ない中でやったということで理解いたしました。

では、今現在ですけど、引っ越し費用210万円出せなくなっているわけですから、その210万円については、今、補填ないわけですから、借金として会計の中に、今マイナスとして残るという現状なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 まだ、年度途中でありますので明確なことまでお伝えすることはできませんけれども、補助金以外の事業も観光協会さんやられてる部分がありますので、こちらで補填ができるのではないかというような見込みはあります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。今後の全体の運用の中で吸収していくであろうということで理解をいたしました。

それでは、(5)の家賃、敷金でちょっとお聞きます。

移転した先の日吉では、月5万円の家賃が発生しているということで、旧事務所のときには家賃がゼロ円ということで発生していなかったということを確認ができました。

その件についてお伺いするんですが、この資料の213ページの契約書なんですけど、双方、借主また契約を結んだということなんですが、そもそもこの契約を結ぶときに、あそこの土地は事務所として機能できない、つまり違法だよということが、ここでチェックできなかったのかなと、素朴な疑問で思うわけですが、そのチェックがどうだったのか。

また、こういった契約を結ぶときって宅建士の資格を持った人が入っての契約の説明なりを受けるかと思いますが、そういったこの不動産業だとか、宅建士が入ってそういったことが見破れなかったのかどうか、ちょっと

不思議でならないのですが、その状況を伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 この時点では、貸主の方も借主のほうも、そういったことが都市計画法に違反する、貸すということが違反するということ把握をしておりますでした。

それとまた、この契約に関してそういった不動産に詳しい方が仲介で入ってるわけではございませんでしたので、そういったことを発見することができませんでした。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 要は、不動産に詳しい人が入ってないままの契約書をつくったということに聞こえたんですが、こういった契約書は宅建業者、また不動産の詳しい人がつくって契約するものではないんですか、伺います。

○丸山隆弘委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 こちら、そういった宅建士の人が入らないといけないということというのは、ちょっと私のほうで把握をしてございませんので、申し訳ありません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 普通、宅建士の人もこういった契約を交わすときには入るのが普通ではないかなと思って聞いたわけですが、私の息子も、大学でいろんな家を借りるときには、不動産通して、宅建士の人が来て、こういうふうの説明をした上で契約を結んでいるので、市は、市というか、援助団体の一般社団法人については、もちろんやられているかなと思っていたんですが、それがされていないということでそういったやっぱり基本的なところも抜けてる、ところどころ抜けてて、大きなミスがもう積み重なって、ドーンと出ているのではないかなというところだと思います。

やっぱり一つ一つの作業を基本に忠実にやっていくということが必要ではないかと思うんですが、最後そこのところ、こういった契約一つ一つとってみても、そういったところ

が必要なんではないかと思うんですが、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 先ほどから何度も申し訳ないということで説明させていただいてますけども、やはり、毎回原因究明で、反省しますという話なんです、今委員おっしゃられたように、一つ一つ、事を動かすときに、動かす段階で内部的に、また担当課以外の課とか部からも情報を得て、一つ一つ確実にしっかり進めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 浅尾委員の説明、山口委員の説明等ありまして、ほぼ内容については分かったんですが、2、3点ちょっと不明な点だけについて確認したいと思いますので、再質疑からお願いします。

今回の不祥事についての謝罪は回数を重ねて、よく理解して、こちらの意見も分かっていたかと思うんですが、これは、政策会議とか毎月とか、その回数をやっているものですから、その中で、課長が部長、部長が副市長、市長とこういう改善の会議とかこういう問題点を挙げてたはずなんです、この会議というのは、その中で欠落している部分があったから今回のようなことが起きたというふうな認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 委員が言われる話は、政策会議とか検討会議みたいなものに挙げたんじゃないかという話だと思うんですが、そもそも再三、認識不足でという話をさせていただいているとおり、上に上げてないものですから、政策検討会議にかかる以前の話になっておりますので、大変申し訳ございませんが、そういう状況です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 認識不足という点については、そういう言い訳しかないかと思うんですけど、そもそもこの観光協会、旧が市長で、新しくなっているものですから、以前から先ほどお話の中にあった繰越金がマイナスがあったりして、それを529万円の繰越金を持ったまま新しい一般社団法人の観光協会にすること自体がもうその辺に認識が甘かったということが、私は思います。

これ、こういう以前からギリギリで経営していることについては、市長自身もその認識があったと思うんですね。今回、偶然この移転したところに問題があって減額をすることだったんですが、これ指摘がなかったら執行されて、今後、住民監査請求というそういう形になってしまうんですよ。

ですから、この点について、今、部長からは認識が甘かったというんですが、市長も同じように、このことについては11月まで知らなかったという一般質問の答弁の中がありましたけど、そういう市長も認識がなかったという、そういうことなんですか、確認します。

○丸山隆弘委員長 下江市長。

○下江洋行市長 これまでも一般質問の質問に対しても答弁させていただきましたけれども、観光協会の移転した場所が、そこで事務を運営することが違法状態であるという認識は、私自身11月に入ってから初めて認識をしました。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私、トップの市長がそういう認識不足ということが一番の大きな問題だと思っております。

今回の観光協会を一般社団法人にしたことが改悪であって、税金を使った事業でありますし、今までは何とかやってきたのに、一度にこういう状況に陥ったことについて、皆さん反省はしておりますが、これは今後の改善策をしっかり考えないと同じことを繰り返す

と私は思います。

先ほどの繰越しがあったままとか、1つその中で聞きたいんですが、市役所の中では政策会議等あるんですけど、観光協会の中でいろんな問題があったと思うんですね。前の事務局長が辞めてしまったということについても、私、驚きましたし、次のアドバイザーが入ってきたにもかかわらず、豊橋から来てる営業の方も頑張ると言いながらやめてしまったと。その点について、話は聞いておられたはずなんですけど、観光協会の中の悩みについては、観光課及び市長等は把握されておったんでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 山田委員、質疑に戻ってください。再度、質疑やり直しますか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 簡単な言い方にしますと、これ観光協会のミスだと言っておりますけど、人間関係とかそういうことについての会議は、当然来年度予算にも関わってきますから、そこははっきりしてほしいんですね。

問題があるのにもかかわらずこのまま続けていったってということについては、どういう認識でしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤産業振興部長。

○加藤宏信産業振興部長 委員が言われるように、観光協会との意思疎通といいますか、話合いというものが足りなかったということは認識しております。

これから、先ほど浅尾委員にも答弁させていただきましたけど、若い方たちとかもこれから仕事をしていくわけなんですけども、しっかり記録を取って、自分の責任もそうですけど、それを報告して、若い方たちがこれから仕事をしていくのに嫌にならないような職場の環境をつくっていくことが必要だと思っております。

ですから、観光協会の方ともしっかりと、滝川会長から出てきております補助金の内容だとか、もうしっかり話し合って、よりよい

観光振興に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 新城にも、観光アクションプランですね。その中に、行政、観光業者、市民、これらの話をしながら進めていくというのがあるんですが、今回のようにそれぞれが無責任なところがあったゆえにこういうことが起きたと、私、思います。

ちょっと私、ほかで調べたんですが、岩倉市では4万7,900人の人口の中で、観光協会のことをちょっと聞いたんですが、観光振興会というのがあって、観光の会員からお金を取ってませんし、事務局長と女性2人で十分やっつけてるんです。

先ほど、山口委員が言った謝罪の文がこの新城市の観光協会のホームページありましたけど、3人でやってる岩倉市でさえ、内容が結構明るい内容がたくさん書いてあるものですから、その点についてもっと行政側が協力するべきだと、私は思います。

観光協会本来の意味としては、スムーズに行く収益事業とかあると言うんですけど、もっと行政側が力を入れてくれないと、このまま観光協会が続かない、若い人も働かないということについて、よりよい意見を取り入れていただかないと、予算をつけるのは税金ですから、この税金を有意義に使うという意識を持って。

○丸山隆弘委員長 山田委員、山田委員の主張は分かりますので、質疑通告がございます。それに対して十分答えていただいておりますけれども、それ以上に何か求めるものがありますか。ないようでしたらこれで終了していただきたいんですが。

○山田辰也委員 私からは、予算を十分慎重に使っていただきたいと。

それと、予算執行権のある市長が予算を立てる前には内容を精査するということを忘れ

ないでほしいということで終わります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 先ほどの浅尾委員の答弁で、緊迫感がないとの疑義に対し、加藤部長が謝罪の言葉を出され、自分の甘さを語られておりました。

しかし、それ以上の広がり、総務部長や市長から反応がなかった。今回の問題を一担当の責任として、全市の反省とはならないのか、認識を伺いたいと思います。

少なくとも、議長を通して市長に答えてもらう予算の事案で、一担当の責任にすることはおかしい旨を再三伝えているが、それに対する答弁がない。そこに反省がないのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 下江市長から反問権の主張がありましたので。

○下江洋行市長 これまでのやり取り、私も含めた答弁の中で、一担当者の責任にしようという、どういう認識でそういうことを言われて質疑されたのか確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 浅尾委員が、緊張感がない旨を全市に向かって言っておられたと思います。それに対して答弁したのが、一担当である部長のみで、ほかのところではそういう答えも聞いておるんですが、予算・決算委員会で、予算編成権のことも、今まで伺ったこともあります。それを通した答弁だったのか、その確認をさせてもらいたいと思います。

市長が、予算編成権のことを理解した上でされた答弁だったのか。今回、また一担当の発言であったのみで、全市からの答えでなかったとするならば、全市としてこの予算の答弁として、しっかりとした意思疎通があった

上でされた答弁なのか、確認したいと思います。

○丸山隆弘委員長 本日、柴田委員からただいま質疑がありましたが、本日の予算・決算委員会の中の御回答の中で、十分くみ取れる部分があったと思います。なおかつ、市側のほうからお答えすることがありましたら、答えていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

下江市長。

○下江洋行市長 今回、この事案につきましては、市長の予算提案権の下で予算提案をさせていただき、そして、決定権を持ちます議会に議論いただき、お認めいただき、そして、予算を決定していただきました。そして、この経緯の中で、予算の執行するということは不適切な案件である、予算提案することも含めてですけれども、こうしたことを確認した上で、予算の減額というようなこんな手続を取らせていただくというこの一連のこの間の経緯につきまして、責任者として大変申し訳なく、深く反省を申し上げます。

この点につきましては、議員の皆さんとの信頼関係を損ねるようなこれまでの経緯、また、市民の皆さんの信頼を損なうような事態に至ったことについて、改めて私から皆さんにおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第133号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第133号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第134号議案 令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳出2款4項1目出産育児一時金、出産育児一時金支給事業11ページです。

出産数をどのように想定しているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 当初予算につきましては、令和3年度と令和4年度の実績件数、また令和5年度の見込み件数の平均から8件と見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 令和3年、令和4年という形で、実績から8件、確かに広報見ても、出産少ないなと思ってましたけど、その8件が、今後、これだけ300万円の増額ということは、何人分の増加を見込んでこの補正を組まれたのか。

それとも、どうしてその見込みが大きく外れた、いいほうに外れたのでいいですけど、少子化対策の何かどういう効果があったのか、あるいは外部から転入してきた方が見えたのか、その辺はどういうふうに考えるんでしょう。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 今回の補正額300万円ですけども、こちらは1件50万円の6件分で300万円と見込んでおります。

補正に当たりましては、母子手帳の交付履歴を確認しまして、国民健康保険から今年度給付する可能性のある方を確認しまして、6

件掛ける50万円の300万円と見込んでおります。

件数が増えている要因ですけども、推測でしかありませんが、コロナ禍による産み控えなどの意識が徐々に薄れてきたものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 300万円、6件分ということですけども、これまでの傾向で見込んでたと大幅に見込んでた想定と大きく大きく増えたわけではない、8件がプラス6件ということで14件になったわけです。これ本当に見込みが甘かったのか、単純にコロナの産み控えということを言われましたけども、それだけが原因、原因と言ってはいけませんけど、何か推測でしかないかもしれません。推測でしかないかもしれませんが、新城市が行っている少子化対策が少しは効果があったのかとか、何か将来性のある夢のある話なのかなと思って確認しておりますが、どうお考えでしょう。

○丸山隆弘委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 給付件数なんですけども、まず令和4年度の実績は5件で、令和5年度の見込みが3件ということでした。予算の見込みを立てるときには、いろんな社会的な影響も見込みます。去年ですと、産み控えの解消ですとか、あと社会保険の適用による被保険者数の減少などを見込んで、その前年度、令和3年度の実績は14件でしたので、それも算定に加えて8件としたものです。

新城市でも、いろいろ子ども対策というのをやっておりますので、それがここに影響している可能性はもちろんあるんですけども、この件数というのはあくまで国民健康保険の被保険者の方の出産件数になります。国保の加入率、20代30代で言いますと、市民のうちの約10%程度ですので、ちょっと市全体

でどれぐらい影響があったかというのは、数字としては分からないところです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第134号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第134号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第135号議案 令和6年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）から第137号議案 令和6年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第135号議案から第137号議案までの3議案を採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第135号議案から第137号議案までの3議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後2時19分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘